布令摘語　全

リ 5
2069

○此水呑様ハ人にかゝりて弟一人の家持候の主ニハ替りたる様にて
此ハ様家中の老分勝様に常々心をの此の及ぶ
高八十三石に六人役ニ御役ハ無理の様に存じ中々
られず百石或ハ二百石取る事ハ役方まてを此中ハ八十三石をと
申るハ些少に見ゆれ共割合不富と存 又併ながら高八十三石
見て六人の家族ハ一箇年の不富なれども方ハその世の倉米
まで三ツまでハ此なとて相米に似たる知行是を一人ハ一石
とし九千石を八百石に比べて十石の五石に様にあくまでとも
役此の君も見てハ此様ハ見まし凡れとも久しくて
見ゆる事を専し本様の主人引くくへ不富を立様に見ゆ其

まで六郎が親の家督を申付しハ五畿内にして都十四万石
高しを評議をさせ十二万石にまり奈良備に忠よ中其大名に代
ハ取といやみの丈ハ我か忠讃代大名歴々あり外ハすき城也十分ハ
高ハ不及手評議ハ孫に元り付させ七度ニ申地方さてさせまよ
夢ハ歳か行ハ息孫に作り然不仕九にさせ七高下共ニお成高の侍
御孫積りしる事のみすくなまえてもお姓名ひろきるとして村
ともに国本抑を々其数の延付かハ米中米高か小お成太あ小家ハ
仕合まより元切りて元七石孫に大服ハ八十三石に孫米高石ニて元ハ
相町拝として掛拝ハちいさく中住ニ付二包りハ延申此右へハ百二十
石孫ハ仕も申候さて中々小者此切米三石にて既定し人の大国

さてこハ知行のお内百姓の子或ハ弟にても名をよけよき者を吟味し
其分米三石定り此元をしへハ宗か其に仕り子の生得諸役ハ
百石に一人宛に出定軍役まハ八十三石ま六人として仕り其郡其役ハ
八千三石歴の侍六人其通りあるに定め置て毛寡用をもって知行の
元姓ハ面々知行も名付八千三石として召しし又百六千六石歴々高
ものの仕二十か知り高高ハ不孫事之十二万石の時下六千石
元二人五千石元三人客分各居数一万石高お三千石二千石元
も頭分にて不存お庭の大人数なれハ倉稲ハ付りしお一分如及
弟子のものよ手当分の大名高おも一方をとし人數に表ハ手まて
ハ抑へきかれ物数まて八人を加へ之ハ抵ハ古知ら大きなよう侍人

大ま国に難立かたく太守に仕へ手習出家の隠き様に常に仕
奉る様之相応する事には請るの者いくらも請ふの知りたるいふ福
と為る割記し又肉の者知りえて能の者ハ手跡の礼を請取立
為ならざるハ於て目なこをさせ時く呼出しいらざる詫びには言をとりけ
業に余りしせたるを致し能も様の事ある成学殿え出来て文人
数を後あわりある何程引続て自分の知りなる様とあてたる仕に
すきもあるくせたる教様に見て申けるに生ずる元の者無ぬを嫌ひす
又押なるとせんハ志ありおハ能も立と云ハ利発者之様き者ある
人ずておまと学得も中津川ま小屋掛つ事の家にて建寺斗なる
此人のおかすまたハあわりま引越百姓つまてヒ姓の事の動揺ハ

手作の理業ハかたくも出発目出たく此等に様之ハ謂のみ恢此の子なる事の数ハ近
く成る植る実ありとても事なくふるる在宜かしめあまた人せんと能も晩か
人をまうしぬへん志の能様なるとて成し雑子悩ふる文ハ斬在し自分の成上
相買へる指上ても我よくまんとて精を入人能つらくハ猶まくまくを対処
をなしとろくおそろしき愚者之目見えよ出て下同為何程作て精出し新詞
をせよ相と我して在付る従直ふあら候とも指切らハて家ま懐思
たるぬ物そ慕ふものハさても無能もいつかぬそ家生ハ清く宜とをかるはまといて
人のみならぬ人まる道用ま名をはなしれき式の身のかん倍出ま示後見ゆるを能
仕能無学者とえみそかまて指切在家ふ欠き時より切なる事となりかか
しるま手書道回存まハ仕度まてもふ為難儀能抱へ言下にまよくも知恵

能筆てさへ一生の業に難合侍まゝ只嘗てしらぬ慶世におもひ居たる事
をさへたまりては何とかんてよしとハて不足る様見の道人まの殺をいひ蔵
有ときてハ喧嘩を下仕と思ひ居るも有るともいや〳〵是ハ無
事にてハなし世間の為見極り吉より立つけさる殺法之少も役の立ぬ
事にてハ有まじきと云ハ悪し得福にても見の道人有らハ立ぬハそもえまし
き儀之時さよりすまる翁時分悪敷ハ侍る故もて甘ゑる之免にも角にも猶切たる
ま掛為すとの作とかを無田の指も常に身を浩猿も指にせよと子は寂て
仕事猿にふ附り守り又浦法はしまいふる時太竹の若松枝随家ま人を持上
似合のを物を調出る人の心ハ枝を添えて直る不成と譜代家法白き橋
差上と披露仕を見て猿か白いつき悪敷を様娩に見へ又同様に 六

平なる故に一年四の不分年作のよりにて茶の見事なるを十本計にてきは名ま
捨たるを三把屋もなく新年の七披露仕候人何も不相応の名を拵小菊花
の茂白樽に文類在と申に在樽り見の見て達一文機嫌よく浅白樽を異
八日市一のたをけ之買にて異なる様ハふ入る之自然人にちりしたるハ侍まも
若衆春なる之仕そやすも見ぬ此所に異て屋なし家内の曲りに欲に
ふるの大家の名物をすれハ悦と思ふまと思ふくりと役に立そ何事にも社能を
とりせ春せ若き只少も七ふりて物をとる事をかしも見ぬそ吸まき者の仕様を見之
一大名にて何程かも名の様成者なと其手作の茶か差上ぬる家様繕調の
ふ
おを無心之名る人を差似たる心抜露敢せり敢ぬ実銃る由自事に
礼状を認もらひ是にふ限るけ明方か何を持上にても礼切紙とて切字をめせ

説艶の段の何る言様の敷ハ在ヽ一英持上ても言方手揃の何茶の敷在り）ハ手依の
何を説ても由緒に書せ度を絵に付毎度手に押りかく有様にて
奈かりいかにもかろき物を承かかりと揉御口の悪ないかなき共当会とかく
大さハ為せ不在るかてハ皆かりなと云者に似たりといへえいやしき気人か
為在るか人をたましいは書）分笑々好てぬかしあて様嫁能から
されかるとは申すまき

○一 瓜の時分ハ茶中町人共か大方持上ケ伽坊主小姓なと法と共何も好みて喰せて
皮を削るまゝ皮をはつてむけとか申せし伽坊主申けるハいつきかき瓜を厚く
むきて喰かわく成てやと申けれいやしき一つまてたり瓜ハいくつも喰ける
皮を其物のふさまゝまとて度々継人を呼出し何ま）ても瓜の皮を塩漬にして

巻木にて食を喰とさかんの在まゝの為し三本まさかんまさせよ世ぶ菊子を下
の皮言か埋菜の切え一つ魚の骨かもふ捨まかしにあしら（さいの香者に喰せ
よしとか申付しかふ引具仕合在り）ハ塩汁の者共菜も有けると

○ 外水ハ御章喜）の極めて笑る共為ほ諸芸を分け草履取る程度に付有之
其らて太黒柱に思ひ付させ候り次の間伽云て仕と伽の者ともに申合せる処切
紙を書何い原とか申村体か一里中半不在瓜を絶作不）代々言村に居り
代々へ瓜を指上へと申付罷諸芸持参り）と申付候り安藤瓜を指て畑
御通ハ諸芸好者手法め瓜二つとりて是を喰へと申候り伽の者共是
見て候言て仕と為しまく哉 寛候りいるましてもく人をふ便り）け
程まことも早く体を喰たると悦びて身も嬉しく存しけれハ又諸芸の

夫の様ニ人えりせ承中ハ役まも庶(ゟ)ハ己か了用もなけれハ居る庭の掃除を
さセてハ又これり一日ニ一度ニ二度ツヽして人これして後ニハ東宮
ニ何事かありしく又ハ厳しく松口の御坊主役職相組世間の事ハ国人の由ケて
先ハ(ゟ)ハ従者(ゟ)ハ為ニ最も人これたり候ニ様ハ扱ニ候をも内心にて
不便なれハ将棋ハ人これ五談たしハ縄の路も一ケ付時ニ体セ用をも調させ
猪くニ将棋したしハまいりたる由も法なるへきとして笑へしと様く

○繁楽繁昌の時より如水出頭の家ハ家中ぞんぶん法度綱度寄中にて桂菓
其年中無足人毎程代家ハ思ひ出えたちを打なる事夜召に付勝て金銀
刀脇指等の取扱職ニ包打かつき帰りける事ニて程も明離(ゟ)取出仕の
度之(ゟ)事迄てハ不思出仕家ニて何とかもいたしもの去んかり以不見(ゟ)と云めし
為にハ是くちまうニハ[illegible]ぬとて云と思ひ先も又も急きける処ニ時の旭[illegible]めまて
猶と行手(ゟ)ハ又侍の力をもつきなかり清くんハ不同ニ葉ハ又くちまハ事ぬと
いまもあるくしかめき(ゟ)ハ[illegible]ぬ辞まて其内(ゟ)より菊名人なしいへる口惜る事にて
種々取礼てハ何の用ニ立そ此中法度綱度寄中付る心定切腹てそれ中付て
此後ハ不及是非ニ菊名へ社うろたへたまけを思したりと死後の批判為(ゟ)く
無念ニいかハセんと思ひ分童ニ妬セ屋へ帰り学問にいとも寝入もせまて程
是を打かつき帰りしとして後ハたりける供ニ出たる侍共是を呼ね[illegible]是
非ある(ゟ)何とて如何そと様掛まて移語りける者たしハ面(ゟ)る事よし此体の法
度例の綱度寄中付る切腹無疑と何も思ひけるハ不便ニ思ひ供の者ると
言菊名の部屋へ我もしとん[illegible]掛ひかて出へきとて直々通ニとかく走り

此るかハ兎まし丸筋也に候にハ何ごる難も兎まし呑兵衛が懐して居て迄て宜
まて有害機縁ハ是迄ても悔しく不叶とてものなり迄なり切後ハ何程
つたりけ能相に後を切らせて後申して居迄まじきは寛大成候得共申候ハ
悲れ相は居ても理に存居迄て後は害機ハ悔あ法て了見に上まて不叶ハ
言時出て後を切る迄手相も法はる迄して急けしくも可有之候へハ内さ候得共何にも
当時由あしく後ハ迄ハ出る其何ともなる故にて口をしく悔み取ものを不叶故
かけ出し申迄ハ其るまてハ存て居るの庭は体まて垣を結して申候其の結さるハ
手際悪しく後迄をこなしか庇の手際能結出さし不申候ゆへ相ハ彼もすまてハ
存まて何にも其故ハ左々の前共ハ夫やしともかくも後を居たる居たる故其人
是てふ帰り見えるなるにてハ無それ垣を結せる事なり申候ハ帰りなさる共其一先

大息をそつきける前共申ける八害く格出つけける事何分存てハ不悪手付を
是迄にても不苦候道まて是申せハ候得共是も一あて後とて出しける故に縁か
尤見ゆるる前共しくも有事ともなく候へ共ハ出る其そ無見ゆる故に居る手付相ハ後は
也あし也言上をえの手付をふかく庭居よく座敷眺られと後と手付にハせまり申まし
何のなに相も居ると悲きると見ゆるへきと云ける其上の仕合是まて悔る下略其を相違
庭国まて見へ其存ことを迄ハとくと得ともやる迄ける相後するまてハ存し候寒の前
るるすはよ何るてる有ぬ水害の心さて其能なと是ハ前共ハ申まるて悔を彼よ
此れも何や後言をおるる後てまて有る何か出しやと彼語内は垣も仕舞
掃除を仕迄ハ此方にて体の胃あしくまたそ上の垣に是社業にてみなとて兵従
是庭を出るを主迄しくと何るのそさやう迄居るうと悪ハ迄ハ後るのに己るより見ハえんち

打手ハ何事も仕たるかとも四方に様の所中へ集り候て申たる迄ハ勝となると見へたり
刀振廻の事を一の様成たるぞ天下国家成たる迄も常々に事を知りたる者も
又国家も可為に在りて人数合ハ事も（目）迄に仕り合も行ぬ事の所存有之候し
様に事ハ不存事ニ候迄ハ手をかりて相ハ勝ちてかんたそ相定をしぬ物と不存も
様之法度相定ニ付て迄ハ是非ハ行たる事ハそ其の儀かたとけを考候も
法度を定置其上ニ而又様為し自今之後法度ニ付法度を背くな無道物毎
ニ様子の次ニハ必悪事ハ其物と勝となる時為り之を為迄も身体ニ久の勝の事
に置候之以後指切たると申たるハ出るとて其身をかまひてしえくちをも
成もとし物をかくとも指切ぬやうにせよとて大分に此志肝ニ銘し不及其是非様
と申り之後知行をとりせし迄ハ緑を身為其身体する迄事事し子ニ知行を

儀り一生涯を仕りハすでに及ひ死ぬるも様ハ悪心無之様ニ侍の立てたるも
なく又武道指南をなし指て切腹仕たるもなし自然仕そこないの者ある時ハ迄
親類縁者ニ而又侍なるも者ハ年寄共の大事に猶更成ニ親類死たる様ニ而
ならかぬ様ニはてかい是ニ（も）ある時迄来迄ハ不在之様て好生しふれ相似ニ而仕而
も人をふすミにふる成時に不為にこそ能ニ事はてえや用をも申候と此事也の仕
よきてのミ事ハなかるへしと

一　惣而の内证之を仕る者を渡世ニ上るハ元より之の道を仕る指南し而成就成
下知成由ハにかり為にかけて首尾成るハいかぬるぞえやく迄出てよきやう成迄ハ
いやくなくの事ニて在る此ものハ是非無首尾を為創り（く）してやせハ其のなニなく
塩事をせハ様に道人ニ生身なるえて為えて迄出せ先ニ而て是は道人に言ての

主を斬てより其一己の仕業ハ疾く盗をせしを知られハ何しても其迄至れるそ一度までも
会去のてあるそとあこるあ（ぶ）りて又其時俵るのみの事にこけりて又困て互ぬ
木の切たるを急を又取集め風呂屋へ渡せし事ゆ中候ハ二こけりハ太刀かねし
其分ハ其屋の其者盗して候ゆも多しとす也ハ其とて役を立こけり盗人を
捕へかりめよ首を切りて捐度ゆ中候の通ハ此事ゆ人にあいりるハ其悪猿
く相毎和般よりも拾の法度も其事りも同章の事と云ひ人を付たる二ハ
其晩は又やこけり盗人を見合りしめる二六等礎取之主人（未）惑ゆ云ひ人を
村と色々振く侘言を仕る其堅く　偏生る事中日夜中切罷其様
こけり盗人を其見るよ由く手捕たてよ中の通ハ内々にハたとけたる仕様にて
其色候とも能仕る様て首を切へりと其ゆ候ハ成りと其其四方延し也ハ

定て侘言て仕候時いかにも捐度也と振る云為して党と云ひ侘言通りと其儀
此時罷る屋の其僕ゆ其所同ゆ之能出こけり盗人ハ其晩首を切て中ゆ取を
其見る且に六日夜番を付人も其中申し一六太刀とけの物を能り置こけり
盗ゆ入る其の首を切盗みてる木の切ゆ加通の着物をときて法かして大より人ゆの
役を八七ましき其人を殺そ之の所に何能太作成る事とある己より八何者かも己ぬと
見へ（かり）云て当をも中付却て其所り此面目なく縄をとらへるのみの人にハ捐度ゆ
偏生る見合せ其に其いり段ゆ上首をて切るかまへて盗な太刀の義そと其
にく各とし石盗やる仕出来事を仕る其の仕様成る候ゆや成まりて盗
ませとし（至て首を切るハ舎以主の為ゆふ般覚へ候へ已ゆ役をさ一勤能様に
其存して成ハ人の（未）迷惑ゆも主の為悪為をもなきハぬと云ひみたると其見

能や其係る難ハ章て後をふやけ自擔ニ遂く五件此者後ハ三讀ま道ハ當と
於毎事ニ云金銭をたまハ人ゑ元かりし道ぬ法ま仕りあらの八ゑ知ら一其ゑにを
人以合も見るも無損ニも見ふハふかく當主の為ニ成る所ま八ちすらと八
年ニ而却る仏根ふ從ニ見ふそして出諸なるゝ而派ニ無法度放損ま一其法
度相度承合八能え寺り利をおろしたる者みく云ひしと咸と
○伊藤比部三郎事人若所新藤無之人放りる根清よく東ニを心掛日夜
無發不信をも見日三年あまり知行二百石とりしせり道ハ元年人ニ相ら
章根後あハ元あ道ハ系て見ひ次ハ程仏あてたるまま筋ハり出时見へ
任居ニハ後ふ三情也の章不相ら思兼をと云所ハいや夜損ニハ無了まことや伽
の忘兵何道ハ難分無嫡ニ安こし此家へ来りえや方文書ま放っ一一時も

心の重きゆゑも無き庄へ申事拙者家中の者共三年あまりあるゝ心の亡き痛の物ら
喰道ねなしに病るまじきを存ままで道ゆより伽の者共番を無病の
申道ハあいつめハ役ま渡てみん共番放損ハ金米の足りぬまかひとるまに
渡かるゝめし米をとり出へしとて自身手ニ手形を書引張ハ先まて名を
たるも吟座能くへしとて持ちしへの段あ輩次の者まて見え八米五十石の手
形仕り伊藤金子百八ゐ金米と名付張り能ま又依る十俵の者ゟ一し能
まても此件東ニ赭をみて番を五見ゟ仕たるまと嫁しく相あひなる五十石の元を見て
時を清ふしたる物能へて宗人無事定の理り事る在とけめ無盗との仕
をえてぬそ自分を後ハ人ゟけ盗をてるとと貴見仕へとあとなしき事ニ五十
然ゆ時律義は此事ニ仕るへしと存して五十守る人盗を仕りへしの上見難放とふ思

儀ならぬを御信心といふとも不當をたてさうらいて申候ハ金を上せぬか無益みの
仕様にて行のなる様に見へ其人にて分別して見よ守居は壽命ハ五七年も古仕ハ十
三人とらせても不足にて何も見ぬ事知行の至も無くいふ程あまりと立て出さる者多人
有之候ても何する所存にて仕候て日夜朝暮見ひみさる様無理抱無おもなく
かまはず絶ても見ても人の道作なく生得さる儀にて事をなしとんかけて志を見
在候へ不叶立ハ古仕ぶるの志を奪ひ主人の誤りみハ道に入ときまするとみへ三
年もたゝざるに忽も立の前行ニる不為取多後将も富屋の人を不意
見とも龍律法と無調法なる事に付加増をとらせ度者ハ必兵龍も後く仕候だ
言ぬ云事もなく是ハ一花人の頼ても見へ申候をと思ハぬとも無性者もなく候へハ
疾さるまかに付金米と名目あまたとて傲者事にを絶仕りて何らぬある

為に致さる只後技を身得形ハ費も兄弟まて内證かハ謹会ぬまて致さるる
もなくハ承き是親類縁者有之ハ仕官方に任せ是ハ三本を全く幸学仕と
さるまてもなく無為不節とさるハおもなく者ハ日夜朝暮音帛を貴く仕と
そして其に仕度と一志を見いみさる志をかへしそれもあしれまして知行を
そして此米金を以てましる様もやる度社是へかもかしきんたゝ見棄して見る人ハ
相もし兄弟ハ随分ぬするまゝ言と同様にて居なから無益人を争ひさるとんな
かゝかるしき何も無数の道とをせぬハ主君の誤りを何故に不限我ぶ無益
人ハ何人もみそかしまりて見よしまむかしの事に本務為めハ何事ても
みなまるうき相識にたて致事をさし不似合をみ見んとの相識えずて見せん
と申空人も同様仕事の大かた二日三日の内に痩かるとみゆ

○一 仏茄子の段を不残より移りまする在流の時多序迄ハ打残笛謡にみ段篇有之
老ワ雖之今ハ不残大小鼓小児雅声如何之もの細らしきまえゝせと存古を吟
さきロ伝にたまりたるを拾ひ吟けさせ坊主もニ中付念を少々もちぬ様ニ致來
〆白拍子のすりまゝ仕せ侯まてもすたりたるを謡ハ雷主ハ何共云ゝ不謂ニ而うま
老をき様まゝ在きる世ニ恭敬いしとも不入之物か候ものに下々ニ物をとゞせし
時ハ少しも不惜紙十枚とらせそし其中弁時雑多さ迄古今三枚ゝ五枚七枚ゟ中七八
弥く我等常々老若を仕ハ夜せ度老ニ是示さ面とそせも度時て老後ニ法ゟ不
まじきなく以全ニて少々不見ニ我と見て行迄て八法なく其流人の老ハ考よう
ハ太不流ちて見ハ以すると吟さき紙を口の内に誦りたるを自拍子のすりまゝせらるゝも
見ぬるハ稚紙ゟ迄以是呉少の物も是らん法ハ老ニ存ぬ様ま常々老若をして

司ニ立るハ不惜物を云る紙を家中の老若ニ紙承りせ度ゟ云ハ不残り様ニ存候仕
置まてもよ我家中の老若も有物具似合く是等益ゟ存度仕何時承りしとも
人々も第を必ぬ様物置借金の有ゟハ無之候ゟハ為加り候ると
○花高ハ引残まて少々法花高る是非ニ上手御機嫌之出来候合様無茶迄て
四方山の物語の後今ニ三江の様子己天見ゟ任て条
○雑と八老ても其の代の芸人名家心を定し用ひもせぬ様宿をすせり物と云
小性一両人耳まて言ゟハ小児性を神宗光まてに常々侍甚迄ハ国を付まい
秘指の様子を見ぬ斗ニぬかるましきと不言迄の風情何として存様ハ存任老
恨みを含し様ニ常々仕かけらずまじの老る姓迄也久く何迄かゝると彩不せる仕癖
夜物之当代の芸者衆の行儀ハ無法陳列仕世を渡る老のなりにふ書之ニハ見え

度毎にかくしく覚悟に存し

○御物小姓抔ハ主一通人斗かとも如く侍者の様ニ又若衆ハ子とも若人の様ニ能道仕り
此様道を相見若衆様ニ家之仕奉る者共ハ何の心けなく存くおそれ通る斗まて
少もなつかしき様ニかゝりみへ付り候得なるまてふ路息のなつむ様ニ志かけつる付
家を大切ニ存しハ大ニる志共も存じかへる主従をもかのつかり抔へ勇一覚悟ニ放之餘り
人ハ身ニ放臣下ニ様をとらすもなしかる一し君臣の辞内證を以て云ふ様ニ任せて
越度ハ立る為ニ志かく八年数共抔を云能様ニ奉公仕り付度る二かくれなき
たる者ハ忠なる胃體ニ志みる為の世ニ出進様し言る及やりとて人二人出後
切腹候かりても家中押なつくさへ大事ハ放る者と見有る為なる
なり

○戦場に於てハ無理の討死仕る侍ても見及ひたる大名も是又覚悟に於て之
覚悟を究無理に討死仕る者をかたくて之通ハ大形ハ主人に未通懐らくの
存命て居候し立身君一共立ち申すまし又此道懐難も此候通ハ主共抔之
度なとも一ツも道人に於て一報の事をとらなくみ迄てふ情義の外能様不て
是ハ何の心けも無討死仕る志有てし奉公申て主の後ニ立る為て死ん同前ニ存
主君ニても何道もと首をあなて後を切度しふ事主の首を人の内ニハ是打
をも仕る御もしかそろしき敵を事とも等ニ成る様ニ義之侍の討死仕る家を
引こうハ悪名立生甲斐なきまゝふ及之跡へと是ハ定め又家ニて一旦も後
たゞハ人ニ於も我罪ハ於まし生甲斐もなきましきと是ハ定の死そこなひる
志を後にハ武道者の強き家の獣恐られし度をこゝに至道武義御志の吟そ

人の主たる者ハ常に金銀仁ハ何程も一万両を実か倹をもつて人ニ苦労かけんと欲心
深く名へとも一息切り十死の内一生の非も有時ハ後ニ知れ乞を以て致し今
恐ろしき事なり子共ニ不便なる事ニ候へ共着て居し仰さる人も多く見えたり
御家の恥となりし所もなく失て居る事と思ひ合すれも多くあり但一命ニハ難去
主の為忠節の討死仕たるも有共是ハ無論の事也

○当代の家人其家ニ罷出致家来ニ而何事ニも相談致候人数多有之
能ニ憲法を守る家能手前を取計候人無之候者老臣ニ而大事をも相談致候
たまし候何様たりとも思ひ手前の中仕る事をも能々慎申候
能仕候得共中々思ふ事ニ而もなく七八ハ必違候事有之ニハ若手ハ心得られ候とも手
前を仕るとの老臣も深く慕ひ候て知る事なり人ニハ後を立なる者ニハ頭二八候

主候者ハ左ニてハなきる手前ニても善悪ハ不及申ニ其日の事を厚く取立
自他共の為ニ専ら事共ニ取計を仕り申候を大事と心得候人
御家中ニ自然を仕り候ニ不作法なる事申上候者ハ其人ニ任さるる事候
主ニても斯くて横目を仕士民の上まで色々の事を申上何の事も驚かぬ程
御家の事一日極致候事なり掛又毎日無油断候而身をも老体の業を
日を暮し夜を明し取語り候て手前をも皆公人の様ニ諸役人共ハ少も
謂れハなく是等ハ横目衆何事をも諸士仕候事無心之者ハ不断毎年仕て
内端大事ハ容易ニ致事ニ無之候由ニハ我毎日さへよし取り候者も
多く右ニて悪とも取語の息付きハ諸人人ニ不及候家の子孫甚迄も致候まて
能き事ハ不申候ハ是様の至極諸人親子兄弟までも人を立合ニ他人の事ハ不及

中にも横目役も横目と云事を立さる者社法度を不申付き（可然）そもそも丈夫な
君子ハしかけの事に付て者ハ何事を諫言せらる（事）つまり大事の事なりハ至宗
楽の条理ハ至上ハ中宗（さら）小の諫言なりハ心の内にて思慮して申也
恨の姓者と家恨ても君子一身も宗家中ふ残なりハ善にする時ハ
何とそ我と思ひ者ハ其まゝ人の身の為を大事にする者ハ従者ハ幕府
物ある道ハ諸事に横目を仕せ法度ハ中身法度もなきまゝ自我といふ事を
たまつてたまさる道ても善しかるましく保叔為進の事ハ倚宣なり云
君いハ各互に志くい合たるハ主人の治もならすと思ひ出来て
ならに君臣不和ニ成倒に家ハいたる程もなく假初の事にも手前と主人の
為をかまへ者ハ邪欲深くも立身を心懸邪臣無理なる道ハ一時も忘す

度なる大小共家の教と云ハ賢者て在き事ら持を知る正直なる者とを付
度く出して自然に合点もて来や善得する事一の大事なり法度しかく
き道と云ハる也

○太刀家職に志る道磨を不足と集する道あらは磨師者とし太刀鍔鎺把無
磨三昧にて居と磨師鍔指太刀ハ高価ても苦しかる間敷乎用ひし人ある
なる道ハ市に隠れて用ひもて立つ事一磨の紺に成る性共に太刀を申付之
無く太刀を何能と究仕て無実徒納てき（むつかしく）積と鈍刑する丈ハ加え
かまく物数に気りて引て刻目の事にて手数させ事き（難儀なる）へき事
度とるハ第にてハ何のかのとて口あるとて不清なる身一足て納とてハ二足
も三足も求鈍指共に無武を仕り横嫁を者敵と無個法に仕なしては

犬一疋を盗む一疋の代銀又は鷹師鉄炮持共出入有ハ先犬猫をくゝり
鷹を喰せたるハ肩をも切と定ニ云至ハ自鷹師取出と申せハ先々出逢男
のをハ云ニ及女ども娘共迄仕業を止犬猫を停廻りを此さハうしき儀之
相模藤沢迄ハ色々の事を云かけ難渋ら道ニ付夫婦娘と出家衆
迄多く出徒仕り並ハ旅宿ハ宿泊りにてハ銭々の振舞飯酒の菓子の仕付
其の外風呂の姉娘ニ事をたてさせ宿の床を取る村中疲れて農業を捨る
夜猟日猟共を召連れ腰掛甚者何ニても言ニ寄る者迄異を見んとて共
少しハ取まりきを云出て罪を鉄持ニ云かけ十分一船代をとらせ候ハ
迷惑ニハ是をもつ事ニ寄る者ハ皆て無の事にて何ても道ニ入り不埒うつくく
差てまるろ却て住よる人もとありし是八々迄ニ其中儀を求むるを仕鷹師

もち主取る事ハ作毛穀をふりられたまりニたまり物をきりしこる節にもてなし
相の家る仕刀持の方ニ頼者持の人足多銀百姓の痛と之猟も安堵の不成
る事ハ国中鉄炮をとめ置るをふみ打ニ鷹場なとニ只て御下二三里外ハ
昔より来りしきたりニ古今ハ鉄炮を定し度る之の事ニ狐ハ家中鉄炮上手ニ
有之ハ肩鷹の時益無殺生をも致ハ面白きことなきも今ふ好きもの共鉄炮ニす
少しも鷹ハ御家の司ニ不立此儀共を能く有やうして見るの様下も二日中此方ハ
鉄炮を打せ鷹を鳴人を絶えせ此方天秋の比ニ鷹寄り留まるハ御怒鷹ニ
毎年此所ハて東ニ一礼を差てさる事も是ハ鉄ニ不寄大成の法ハ家中の
者共鉄炮上手ニ成る船ハ益有ましき之作者一家持取もて其鉄此の外ニ
させる之鷹ハ百姓の痛ニ年世事住宅の妨ニ成相有之共太名の役有迄ハ不及是非

持ちたる徳も下年知る宗法の事の掟に語りて此誤り常に無事をも存じハ白いを求
免てら居りて萬事を利発にて下との未だ数ありて他人の痛みに集まるを弁じる
人存ずるハ無事大丈の時分ハ三十三の留守之様に大名と如くて生立ある人存じハ
切のふ人も理と重役も当請の度毎に何にたと人かにて准へ人をふ報語人名いは
持ちと年意見とハ在く世の掟にふ存じと承候の事に人身覚え語を切称
出も仕様之民と見ち品いは付りて掟共守る者か所存を難儀なり甚分を請ける
如何にハ常にてふ似ぬるとぞ

○如何ハ物毎に善の事を好む意之作る生身之中ほ何にて下にて居れる仁作る事を上中
手作人共の為に名様かどもりて上ハ一条ふ付之共人たて正忠なる存じハ上て
ふ便を加へ候の為とも其上為共為と如掟にて存じと此為に作る事行に中

身を及時に手前知りて見て得る広間を取えたて上座にて甚だを知てら居るに
三品名もそうにて被ども年寄り六七月も偏に便そ田畑と言乾ら由は追ハ安
在りたハたつかと四とからどもりハ追ハ甚だを知在かり材木ら在るハ買へとら申往
元身栄木在くと買てまお役人切せて申お何いは余りハ追ハとありハ此ら
物もふ在りハ作り此相ふ所のる之常に宜候子をたて屏風在とてかこい
在るを掟い蔵るも取放り国人への為身追ハ手作見て身を是非をかけ掟に
大くくの事日にも寸暇にてら居と

○牀りて日人あまく仏法をにして家中の鬼子共皆く利発そうにみへたり
甲必なる仕合とてら候りて他の為共そ道く内に能此まに存じて座敷の在るを
会も手内他る子の行末ハ見かけぬるしめんうつけてら存じとら申ハ行ハ

他の者共忽ち怒りは是のとく見掛ハちとぬるくらつけハ其様ニも又其内
人の心ちもなきりとる者まておもぬりり事なくも此ニ嘗て生得まて法
生まとやせハ物に憤るも我身の心をも知りをれも人底をも見るる者ハ上さる
身まてハ直嘗きまま主の性も其身のこ見れも有る根もなき内ハ見るけたとけて
ハ枝るゝ底ま利害を持しハ上を下へひつくりかへせし云へ内人の利根ハ
段まみそ先の人出したる者の事そて帳利発を人の底ま徳至てハ仏
の用そしふ笑ひ
ふ路ほの様にて耳ま留る事共多やかる中またゞけ在かり見たゞけ主の用
三返たゞけ又たゞけと知在かりふ便ゝ権る利根も用また在ぬ利根有
利根者と自知元るまくりと云ありると

東公人ハ常ニ其ニ子孫を人に度々云と常に成やかるゝ事ニ在道ハ堤下ニ流る大
川を切て大樋を入せちんざき所をかけ上けつ下しつ渡の間まてハかよふ供まか
よふとする者をハ旅人然と屋に是ハ其者共ま子孫をなりて七度も不まより
かよふ智へとハふ云渕を協合ま在る者の内證を呼とて見まよえせかよふがさる者
の迷惑仕る様に中年四五ヶ月一日程ハ此川かゝりを止て毎度侍衆町方が餅を与ゆ往
る往時に謹まても何とてとき者共の餅共稲りし衆に喰せよとて其中に果ば
とて走出るや道はと大きに喜そ二ヶ所壊せよみ果ちて道ハ又修ふしを此 本ふと
不合点さいしかよふ度の事胃を打衆まハ三ヶ川の中在り其深き水を入ふ者ハ
二ヶ一ヶ所河原を入ぬ所まハ一ヶ処まて二ヶの笠か一ヶ在とて言ふ事も其笑ふて深き水を
引ハ大ふいち又川縁の者共人まかゞ見ハくりまて見つゝ胃を打自分ハ侍の噂まも

勝て川の違ふ事有ハ深き水を川と浅き水を川ハ浅き侍あるに違ふ事ハな
り違ふとも是祝の川ハ思ふ[illegible]と云ふ故に河原を川ハ花の所みハいふても首
て水ハなき故に是を奴めと共申なる侍まいやしく云事をつかまぬ人なり
とも家き者共腹を立させ子孫を習ふせ度との謀に是さまいふなき事無り
川へ行かなき所ハ他まかでも人情如是ハなかりけり
黒田家四代目内古法ハ休斎ハ恭年の此代よ生立故一ハ武道の覚無きも理に
其三代の内武備ハ仲道を慕いけむ
三代の武男家中まで批判候へかも兵勝者豪士に時代と末代猪とるまより
度の為かハ是て由承にも見え祖父深る八一僕の様まて小る下へ走る者り家
年なふ子ともまく新らの合戦なとハ家族と云へき様も存て割小是に人の

身除まて小家と作云一売職に住して孫よ埠て成と云ハ是若班兵器中身一
家経大形ハ希放人の思ふハ中は家子語りて孫に人庵絶たる正其に怠慢られ
後初のるすとも理孫の穿鑿依あく人を殺さるをいやうる平生柔和な人愛あく者とも
小事ろすにハ及まセ八まてたまさか言の正其故侍に付ハ虐云ハなきく拘まり
一旦に人情あるる人世身に身に仁ると見へ八理を足て八法を制者よ及ぶ破
兵きらぬ柢故仁之小寺来人を何しもいハ拾て天然次第に成立一家を預
賞級ふ勝ろ家代々成儀出入出身り主従不和よ故よなかしきるかい小るを
黒田父子ふ但是之任せに一味とらゆいハ国取よ放そよ国へて孫をふ成也
跡ろすまに宗家も絶不まと居ってに国君の臣下のるすハふ及云天下の乱臣にも
て放人なるよ名を孫に徳のふ残ろ孫ゐるに花も桂ふ子も此ろ存るへき

然共太閤ハ下ゟ出御親父ハ様々候ハ子孫の業を見せ十分に無難病死せられハ
徳のまさるゆへなりと覚ゆ
○一二代目将軍ハ家を治めさせられしか是も小事ハ訓さる仁なりハ親祖物教なく
て候とも一足一本の時自身の持候よく勇人ハ候へ其たる人に太閤ハ下ゟ出て八
於播州猪熊の昭和合戦之和泉岸和田の合戦高麗の手柄太閤は怨ふ
御留相続業にて後の見えは八尤や大名に成り一統名を成す立つ放人仕に付
江戸旅名は家名を三年家持候万事立派を申付者成ハ本体にて上房に
一ハ流業にて自身の覚へ有名ハ存かりしと云此人の覚候ハ皆有候にはと
無之一篇に定りうんや
○三代目家督なる其段ハ自身の有名覚へ御数ハ親の末にも武勇文祖に為たる事ハ

何れ候とも大名生立候迄ハ小身にもまれ足軽の働て仕様も存まじより自身に
を辞かましき事無相様にあり日向にて薩戸志と合戦の時ハ十二ハ年にてひとり
之薩摩の埋様ハ三人の刀にて旅家の刀を引候分迄ハ中組頭にて与切合のり
迄に危かりしを大小姓井上信次と云者其も分の敵と渡合陸にて実伏首を
かんと志るる旅家る危を見付斗擬横合にかけ向ふ敵を実伏首をハ
旅家ることをせし是ハ子ハ我初之手渡組討にて自身の手柄三度迄首是
ハ皆に皆覚へあし朝鮮の陣乱の時濃州江渡川を越一番に渡り敵を追崩
し家もしと首を取旅家迄かりける故家来物の陣を持ける敵ゑ人るに離れる
ら立庭陣を乞出し一旦もふり引取りてかくりの迄ハ難義の仕合なかりしハ
其立二人る上下人にて難儀に兵庫にて横る事を恐たらハ大敗成る一し

ふ及是非ふと云ひ無理に取りて忠に執筆に与へ草履取に甲を持せられけるか
甲ハきつけり近甲立ちに持て借仕りけるか籠病るに立ち走出る是非もて急き来
物の路を本来弁房主向論病而る条並一人突伏路にて寛つゐ在れハ執筆に
首をおせける路ち弁房る歎ハ打東云て是北によりて押江渡を渡し寄北る歎
を追かけたるか侍とか知さりしに流の際まて行る兵は房大の年の立物の爪斗見へけるを堀
平馬手比ハ佐木又介林五郎と申者かけ付堀ハ飛入門より閉目斗洗あけ平馬ハ
八五郎か首を求清んとし五郎ハ堀ハ房となるを以之求なる首強か後大刀の柄を
いたつて取囲したるか付共其手て二ろ太刀とる病者ハ旅にても聞まれとせに
渡窓へ来る渡の合戦に甲冑もなく見ゆる者ハ先知り二ろ石三ろ石の首の者兵
二ろ太三ろ太刀にて従に當人と定並其を寄て仕居とる林五郎ハ悪寒ろにハは

○
かくつ且其平馬つまるをそりけ首るを甲冑なくても是けりるよし
第ろ原合戦兵の首見にハ実にも侍とふ数供侍ハぬけかけ仕りて敵を大将の首を取
之ろ兵寄る者に立まりくり来に能侍りて何か思ふ之為と寛意の者兵十五人
書立を以て取ゆ付せ家も人勉作身とる渡し此柳ハ浦家の輔るハ天下大歎の
大将又ハ自分日本の意旗と云ふ者以来に渡り合組戻とあも已且けるとて馳兵
浦家の輔自身接さ追ハ無く甲冑揃る同ら侍の家来ハ柵を付出平を仕りて
内に人数を備待通に来ハ筑家もおて取りと浦家の輔を大将世に無隠勇士
旨たと守ずに路を挑守手に麾を持ちてりくと下知仕る人斗出立の武者を
小連柵かおへ出いくと云ひける六七十人程ハ柵際に於て三十人余ハ太刀斗先立
いかにも静に取りりて籠家も三十騎斗是もまた追かけ向ひ路の不さまて追縋

をかけるか手に斜眼を為しさし見る歟ハ多勢にて叶ふもなかりけるに若和泉
守比鉄炮を射かけるか右の手に少しき所に当り并十挺の鉄炮を打違ひ打せ
けれハ先に立ける兵共に討取なハ手負たるも生死ハ不知ら候ハ歟
ひるむ所をはけり見へしと雲脚時に実施して手に首を取たと保手負ハ是ハ
本人共首に路にハ路に備ける七十余人合共一写もせ見けり其侍柄の阿礼
大名殺し様を実施すめ公の敵なれ共是ハ元より自身の高名とて申ける処かし其
望保を持り其先にとまりけるハ多く手柄法を実とあるにも勝りたりと申き
此合戦大きの所に石田内にて名高き兵共多く家人味方ハ五人にて討共多く不在
鉄炮にて唐木の兵共討取保手を負割傷大将鬼神をも欺程の者と保手
負ハ是ハ取残り兵共も粗なく打るる手る鉄炮の纏きしける理に法保は大違

足軽なれ共安保侍又為手にても鉄炮上手にて人の去りしやう取者を撰出し敵又ハい
か程ありけるかと法に問しハ其時四五ハ以上ハ有ましきと存し心得て放しける也江渡
誠渡しける時も川向ひに大勢備居て鉄炮を打せ河を渡しハて討取ことたくみなれ
共此足軽共鉄炮上手の上甲冑して兼名共存じ是ハ案く打掛兵在川を越
せしり鉄炮放しなけれハ其余にて又石名を取ける所為にて三千人としも七年も立て手負
あもとなりし是時の実先達に　家康公法国人をさせて和名まなし兵誰か手柄あ
か三十余年のたらぬ時に病者に放隊を撰りける是量背か人を勝出し武辺みにて
もなく家中も厚くけり　わけて身体もよりける足軽共の中にも勝れたるハ
知行を取らせ又其ハ元のままに親子孫まで安楽に暮しけり家に一つの物語にて候ぞ
取得し兎角時ハ物の事をも見定中さぬまてに居る其中に今は家にも七人組にて

一本に鳴店なる為なとハ関ヶ原までの事ハ日本名高き庵に見へし麾を振上ながら
と云ふ事なるも耳にとまりて不便に思ふ事なり貝足甲の立物も存るく持物も
ささ其枠の胴籠を見ると云ハいや／＼家色の胴籠一条ゆるさぬと云もなく面く
の兄弟に物もなかるしき事武者家ぶ支旗ふろさへ事あることなし是ぶ不審なりし
諸將ハ源氏ハ右之ゟも甚偽に存て能拵なりとせいさ時分ぶ不審を
尤思んとて三人惣勢のなる通ハ甲の立物ハ朱矢の大月三人ゟ貝足ハおけるなため
ひしとち上下もゑん浅黄の糸縅に縄を帯まてやうとふハ猶もしてつかうし事ぶ
出陣の老者度ともとして本望ハ能にも云ぶ不回候なる事之ぞ時の事をといハ出
せハそも羽の毛ゟ立拵一息切防の本なる通ハ白へをもうけ敵陣を見捨もなかり
なるハ名ゟ世に云たまとぬる為にとも云ハそも立本体ゟ思ふいそ殞絶こそすまて

ずハ家ホの首をとられん事ゆの手石もみまじくけ此振によき世なきこれん事あき
ならぬかりして よき振舞を除き草根不と湿を呑よき茶呑席なかりし由にもハ
多し大形服の偏も失ふるると覚えて見事なるとて足らいたまふ不ふ
中なる能者ハ自分の高名ハ疑ひなき事に高慶まて殺度の手柄とあハ手柄共
五畳七畳能偏先手つる所の様まて仕くる事吾内の武家の高名に於て流高名高く如
流弄武学文祖にをとまで八なくして吾先祖講し様に大名に於て人と立て人
に立てハ不事に手を碎る足支の偏に仕振も似さて他の劉なる事ハ父に惜りハ是
なるとも書るまじきこと家中古き老共中なり一老東山偏談に於て悔みなるハ
果ゟ恥らハて顔まじき事に顔そぞの家の住名て生るる由安之事にて狗ハ度の
に偏種に家先手段絶えに近きに村交物段因幡にうけ迎えからは一為にして魁

大将之身なれは寝ても覚ても家来の者共へ迷惑したるものも有し家来
死後まての心いきつくしたる人を見るへき人なしさはいへ人の事をよくえらみて後に
高きかけ追討死の御先陣の恥辱は付りとかく犬死を仕たまふ事しし上者は以の外なり
以悪敷ことふりくやみなり

○箱谷殿は飯社文に逢人の従者まても召され一家老にて年寄共の中にても
皆大ふ猛著る我侭の仕置のよし殿は法度守一年寄をは以ての外なり
しるよしにて気にかけ給ふ
是は追従するもの共の身の非を言ふ悪口之左様に是を申立つる事以ての外也
後守并上関隣を表仕する是三人如水か役にて家老なり何も推を致し一年
の内正月より七ヶ月之間は年寄を召し下にて十日廿日計之役を定め酒肴以下を送

国の五時分は皆身を一々吟味より国中は御府も大形之金銀は居城に心安く存を
て仕置は風をも以て取扱を家は是に新しき道を検ても切なきを国元へ出しは茶の湯を仕
常に八何心もうつて仕立を国の仕置不調方金銀の出入納經方の事は小河内蔵允
と申者一人にて年寄共は公儀の他国の出入国中の公事の極り迄ても不事に八
不構大形一応にて楽を仕候ては勘定国中の公事も大形の後は内蔵允一人にて
済申事もなく居城より掛置へ相談を申さ其三日に一度づゝ定休仕二八家の
挨拶はいつしらぬものと云ふ怠切に仕かけなくは年寄を蔑に仕ても身之ゆ

○浅野弾正少弼の時大坂にて細川越中守殿は内縁にて自家は箱谷殿は内縁は是
是縁と是は年寄共も覚えぬ道殿の様に家と気にて少しも如何に両殿の沙汰に
大坂に於て是を能く殿とる同様に是は当を付置候て人を見ぬ様見せてやる之増

因果の道理を能く聞ては母は家老までも親子の儀は不及申子共迄も人あく
悪人は出入不成候の作法に成て以来花子作法は手前より不限人家宅の事の為さるは心
安く悪人出入仕る茶湯をも春日局に居て上るに付ては時も無難に済ます上にて粟
山中林の人と白道も高人内證へ使ひ致を病人に仕着衣は祈願にて手遊とて両人出申には
着衣しては茶抱の戸を開出し上申上候由持参仕毎朝時は出して候に付ては出来る時
としも長かめきたりけるよき時分と花子時花子母を召せらるに来り不して寝巻を済ら
けれは心さるね候まて出しには一つものを取ものこはるとも見え花もなく時宿に預置
又次の日よめを右に局へ使りても無難に遣出し茶抱には木人を召せ居称へ参し
一夜本郷に召下りと使にとも殿上ても持参りたり儀に大難未に終り船に
下茶と二人の女房衆を儀に入候ては見え二手を居時分にて候ては息きなりけるは中にて

指殺して只よと言ふなならば能く来て花菓に向くに此分にて自然露顕せは口
惜かるべし二人共に害して後をも切ると裏して然るべしやと一人承り未だ仕不時
のことよと見へ出し夢ににて懐合仕り様に大事ゆへて殺すに道茶に召本にて称
て申に及兄名とる見へ一時のことよと内證使りんやめり仕りけり夢見失立出ると
数十りけるは果るは主の為なれは捨て不情義に二人の女房衆いささしきこと方共
侍の妻子に生まれ候は是も前生の因果の道理に候ては又人に時日来の恩を立てると
なり系も因果にて報果を宿の子方に門にも立出ても必無用にと見へ合點
らしとて出不を合せ召寄し花は宿に誰は見まし申出し遣るなり
二八夢見けるは日来の屋形へ出入仕り久敷の恩を蒙りたる奴原に屋敷
出し其内宿を不仕家来因を住居と前生とも申かくし果るは是年の屋敷

一も致せし自然似合の御用にも仕候右甲斐様御言葉をもうけさやし過たる儀も
これ有兵助御取次由栗山殿御一言難有拝請し一家を持続仕て何程御為
に致し兵右衛門殿へは御借て仕とや切妻る先ハ出不申候ハ不及力に女房又ハ納屋小九兵衛と
申て堺の納屋一豊之母ハよしき宗事母同大様と云人の娘之此大様當人の御座士
農工商共に似性にみることを物をきてし候得共中に学ひも無気にも尽し難し
物等に付て本船ハ無難福し中にも船の儀を持り二人の女性を大坂の乾船
在りし事を出せ門口有船の名物ハ蓋石屋与八在り網屋出入の船を段々申候
かたく船ハ宗福と八重作船をも使ハいかり出させるいかる方も何ハ致久しく中に
ふとやせハ船を請取る物ふ意の礼成り殺してせハ不足るる天閣様御代の時
為なく御人々に於て見合せ候て甲為も御為御怒之似合とするともいかハ當く

此節売仕りても存く是き之遣候は存念めに此の仕合也偽儀ハ不足係輩故と
是は名みくし候り某る大坂に居る之兵甲出す母女房共に栗山付居しとハふ
たかりと存唯今まりは如体ふ意の礼成り各を敷はと是一しとハ不足存之由郷へ
宗まて無用の事を企たまふとハ名へとも一先つ偽の很狼を制めふ志に抜の事故作
まて奇特之と云ちゝし是ハ恒例よし船を出しけとて本船に宗福道ハ在り仙ハ中
小るハ本来役まで上下の船を段々得せぬハ何の船難段念を大足一しとやせハ筆とて三
まかへしく宗福らんと思ハれると為を借申けるハいかる方為ハ致太るの所之
自ら又難一しし人此事になしなハとかゝる者を船底に隠置たるも知のまゝ
大坂故ろまてまてぬようかゝしと為一ハ寛に太るの事之人も人々社に過る為を借ハ
徒之在り致る金を入る事之各實に存之ハ本木出足へきとてもやはらるる船は宗福船

底まて水を大さかし何者もおそれぬそ此夭船ハとて梶まて二ツ三ツ在てかよ実ニも
あらたふくと云えと言くと仰りけるハ島ニ清縁此者にと喚え之の船出来
かる表ハ毛屋仏の縄を解順風ニ帆を揚無難当家中得けす甚ニ成りて夭船の中ニ
人来とハ右真ハ在りさる事ハ何れ拵とも自身さかしかるまゝ人来りて之家の名さ
名いつ請けぬ者を上下仕らんて毎度ら根ニて在公身の身の為めを名いへのかし
たる在ま人ハら心の内社陰ましれ迄座敷ニハ自然人を大名せてかしとすさハ二人め病ニ
け他者切後ニ成ら兵見せましれ迄兵仏せを作り立たましらんハくるしかるまじき
似せを見せさるの拵てて敵様らハ後難もなかる義と内証仕りよく似せる
二人ふあ在りてあまニ作り立兄弟信ハ迄吾流石大るのニ名いふかるら見せまもふきニ六
能此とおもわ栗山備ニ見出京都ハ上り出備は前を帳的ニ下古ヘ在る迄ハちなみ

島まよりの室ほより毎ニ参ふ当家ハ下りける付随ひける信兵いつらせさる兵庫ニ思いニ
下り役ニてハ定高卑之重復分の高名をも見てをも光由右兵ハ敵をゆるさん
之と申さを以て迄ハ甲斐ニ母女房衆ハ三十日を已前ニ表右迄取下り栗山ハ二三日以前
迄ハ是ニ存之ても各ハ用存ニ付候ハし一疋下ニ数存し母家来武笠高の名ニ
様其上信兵も不残栗山同前ニ下り申候此上ハ座敷中ハさかしてみても法名茶
之と申せハ万防を仕たしぬら迄敵ニかしくしてる事の光傾さまよと一身をかみけり
是より諸中敵座敷ら稠敷之けれ座敷も法自害の内代家の尋ねてらんハ敵ニ
手めハふ存て
○筑前殿手前ハ何之申へまてらぬ文も武も在社と見え迄てま安ハ済ら之
只在済ら在ニ手前ニ相定ニ至るハ元栗山備後ニ二老并ニ周防ニ三老森仕るる

是ホ三人共ニ出水坂迄国を渡し御松原渡ニ栗山ハ姫路をきにまち居並ぶ所ニ栗
山の下人の子之歌の詞を継ぎ云もきかせるうちも足まりし身一度放ち赤松殿左甲斐も
手作なる事ハ松かしと童心にかなもし是田ハいら様まで女の子を世子の賞を受十
五年の夏帷子一枚にて夜を凌ぎ来りし七年松田中七八度を呼出会ふ不存の面を
尋ね来し人の寿様の名ハ未ふ侭の玉之たと人何女ニても何らハ面目も無情ハ之と退帰ま
しとてもと様迄も珠実俊人らしく物云さるふもたく志を何ら是純を料と名ハ様
事らうハ年ハ歌ハ云面之し首尾能て中々生之小児娃ぞとて妻子と名を付て
在仕り人にて年生付なるハ流るの奈人に離り来ぬとも情を寄し鋒か音
まで大ハ迄共久家ふ成立覚悟をと見ハ迄共にもんなたるみなく日夜松諸網容
奉公を仕り流んハ唐様故志と見及家族も人らしからハ梅角をうたせ給之
ふげ十七の年剛承之の小学殿成の足りをとふせ以ハ奈ハ傍一共書て中松も至と方籾
様仕る者田中夜を溶ゆりきてぶこて存るハとり走へきや諫分とて経人を呼出し
何の小志共今にとりもせる赤小学殿成至にて衣会中情け共今とをせよとて十守
路らし小志をて人持ちる田相十八の書物をき承まて小寧の足りし時心さわりまて供
仕夜を清自身の手擬ふ渡ぬ言時共今處も擬の残をうえ以成一處ま実盈り
垂沈敷高志を仕ハ迄ハ流ミ船客まで志いなりし様もふ成立み言若まるの足りし時
志とけなき御を仕り成ふ起まて古仕様まふ成立之共ふそく心もなく定心まて御
武道ハ様と迄今さらめ何様ま古仕ら共修りも付まし同まて立まハ極りうち起強ふ仕
ひ料之と人定次の手例の八十三志成せる物具来るまで見合とりせ自分まで致度
ふ仕様まで子を仕付まてふ成道ハ強換まで中村流かとなくして古傳て童様も様によう

もなきことも善悪不存ものハ深秘義になるもこれなり此語ナル様に擡ぬ其是一の
志作者思をふ忘不存事なりとて太閤ハ下出情ぬ究竟那にて知行物給被付
若者に二百石とらせ者出跡続之に付物成無宮抱の後者ぬまて十二万石持領仕
ニて候ぬ百々石とらセ也其後ハ二度ゝ一老に宜至田中兵体の仕置一人にらぬ後歎
小捕礼の後筑前ハ就て喜びて其ぬ石を被せ　　家康公ハ日国之ハ作り候後に任す
筑前国小早川殿の時金吾為に至り居候ども二ヶ年の支配内をいふると中終を栗
山に預け難く一老職に任す相ぬ水死様に及思教の主道を敬出しても一度此の是道
まてと思ひしも宜業寵ぬ道ハ流ゟる之筑前に一議ゝ存道者人持ぬ道ハ流後ぬに
そせと家ハ死出故にて筑前を家子と思ひ引立ゐ其中向論筑前ハ如何ぬ
於こゝると思ひ侍後ゐる景之をふて着かに（て）くと思ひや更ゟ果と出前侍後せハ

譜代の人深く心緒を迄ぬ主君を大切に仕りすこしよしもて侍ゟにいんきん仕りも知行
をえたるゟに奉公をたゝる事もなくてもゟ物にても其便有り礼を厚くして仕
へけり金の為め只付之ハ権ゟハかくの如き侍ハ主の何もふ行き道様に仕し
常に日理組本ぬ相残いろにも極た道とゝるを見る稼に至道善者為ぬに奉
公するに手の破衣裳にて居ニハやゝり好身他方の小袖ハ見すぬ他家人々又ハ他役に
行時見ぬるに飾おこやるを常にハ猿子本ぬ是相伝の道にハ時にハ人をかるまし
きといふにも恥はこまりに是之仕又何事ハするきするを買ふとやせハ何能にかゝれし
預二枚持と云ハ無様極にて夫程たらけら是とこへとハふ足ハ他の恨りこすると
云ものハする主にても二足の役ハせぬ物之拝死をく又けるも仕あくかのるに於るハ
するに不及是非他人の恨り家落道と見る道ハいや何事ハ身体も洗ぬ散る勝手

つよく存する太夫の損に痛み中留役田版会内の申せしハ向後更ハ元も太夫お為に
との事下の家持伊て為に怪我を出し其の野をもき統安危ハ家をみさしとの事より
是ハ面目なくも又是ほどる身体の外き様に持せ度と存餅を費しきまて二三ヶ月にて
五三年後を凋ひるハ能も大事ことにて小身な家作るを仕りし度由申せし
作すのるまめ寸分借ふお店に遠作法損居申し役のうのにて排斥ふ相いふも
手軽く物のみならす又は飯別ととる事ハ恨み人にくう寿え合わ時以ハ論其
作るらえ別とまを申住とて不に振舞義をやうけとまえもるとも或時
富貴斜自慢の四方山の雑話せし時仰の序にも其時にふとのいひ出したる様にて
下笑ふ似合うをする名もなせてきめ至人を持て申せしハ悪口は似合人
物ハやまし小身のきいたる庇燭を能く立さる内も身の為もあらさとたとけ

またいやいハ油を能く客の時ハ成程大事燭燭使ひ立る身の家作を帯
きらハて候ひとる悪逆をおき仕も損ひしといふにも笑止さるよらやみなりけり
かるき道なりし不燭燭中候ハ身当家内損失として小身者ハ油ものにて損出を仕り
燭燭法度とて燭ハなしと自然に燭燭を能さぬやうにとたくみけるとや云ふ当
又ハ世法度をさくへ（に道あるは後す候を用ひ立るにハ世も情けなく又小身成名
江戸借家家又ハ善請役ふぬハ家を借て後にかへしらハ壁取返きる不成
こハ立ても法も世に知らせ死後は大物後ハ能らる者の出ハ後家主の借銀届出目
に及ぶる由尤度に仕え者は申し出あてるもの軽く物をきハぬやうに仕り又時ハお
しまぬ様にきとるぬ為に似さるるとなりれ共人ハ物自然未来をしくかくておけりと
思ふる家人にハよう承り押丈假家の作法そハ不存なにさる手との損物甲の立物を門

扨の庭にかゝりし立て足拍子揃へ毎年仕候得は殊に而取を
仕り出しも五穀の為り成ハ其侭拍子を立申候新嘗祭ハ宮中の子共拍て拍子を
司之の衣町にて打廻り出羽之事を揃へ有手白キ切さき之候ハ村田出羽悦九尺之揃を
やめ立ち出羽夫より被申候ハ白キ切さき之候ハ某人衆共申候へは是は存知不仕
下ア之る止め也きり候得ハ昔の事ハ不存候後数多備乱の時出水ニ而九分
出羽候の時分之被申ては借仕候處ハ金の手間をさし遣し候へは相付ハ某も被申拍子ニ揃り
之る之方ニ而之出羽之ニ申候ハ其之ハ仕役にて作申候處是ハ拍手間拍申候ニ付
ハ立ち仕足役の段を存申候本の之候ニ而仕人衆ニ而相成り遣し候ニ古来某も拍子
無之候ハ奈良ニ而仕候之を申し之悦ハ古来ハ存知も古来一統勤候處拍
存候ハ此まゝと申候や只今成立申候ニ而出羽ハ悦ニ而押かけ拍子を踏

扨ハ其と云悦もかく云候さ西存候ハ双方座ニ而拍子を張踏ニまこと云存拍
とく其候ハと向敷み候て仕手にて拍子を云伝も候を此の嘆く成立候ハ双
方の叡き之共仕と存く足拍子にて日役を請方人にて仕と定る事も有之出来たるハ
成さ之候と人拍も是の拍ハ南方の禄之叡叡知音共嘆け共不調候ハ拍頭
中老衆其之仕り共双方不手く人の曲存候ハ此る事止と之て太鼓拍子とる一り
て踏拍と云存かり其ニ而不踏拍口役ハ無き之存く成との之ハくりと又方存りハ
云廻り叡き之共双方ハ皆ひるまゝ内老は其足の事ハ不申及上意成共御請申上
而存と切役仕共止申而存内雨申切りく嘆衆何くみ打揃てハ与其まゝ立ハ
手前衆ハ存りて申候ハ幸ひ与備後殿ハ何も口前合と存候同之仕りて中ゝ文とて
宮日まゝ集る存ニ而其の後存之候ハ相果く曉中此ハ謡と今ハ是等随分

是又仕ニ者奴方者ニ代り申候一ツ讀候迄ハ手前者存振の事者有之ハ窓ニ代ニ者噂
無て下我得と存し候存振ある處奴ハて吾説議之申セハたとい殿様にても打擲ハ
此元ヲ召成之出校物を可放之ハ其の仕方強切セ吾後勝仕召成趣意ニお座候ニ付
老中江申吾御座も承り仕召成ニ此段を以て吾召後迄ハ可申成之と一同ニ申付相成
甚之承知吾存りとかく法を呑み居る所ニ伝後ろハ内諾ハ立之て相付とち信之候と申ハ
承知之者之時打笑とくみ申セ候ハて其晩もつらつくハ奴たハセまりきおもとかく村田も
扨も其分候之家来すまし下申とて何とも存じ候ハ何と生へ候ときふるそ是又人まても
是ら迄て兄申まりき男之気を申候迄唯今申出しいる事そかし知ニ家之セ候迄存り
者とみハなかり候ニもとれ迄ハ奴方共ニ出り候生成ハ候出し家来男是ハ取持兵を迄と
村田抗し族ニ取論し たる白きかきさ是居候の六人斗奴を手つかし放出し詳や當人ハ

打擲口事セり迄候る此振り打擲居りハ無座の事之兄ハ家来共を存え置指して居と
手ニ其迄たる是打擲迄之後奴人ニて小馬承ニ其の打擲を仕りて兵も風ニ去り候す
申し老後ニ其時の事を兄ハ出し當国大名の御迄年とおしらし迄是さま一子の大将は申迄
相と人當仕其國の論止候ハ但其とはするをセり是居まやとともかくりと實一ハ
當人息を去っし相ニ而成是非偏仕両国も其之申田門前ニ申セハ本也ハ元趣
ハ其ニまし者て申をとも去よ其外當人吟味後く其ニ六ケ成元候後ニ存居人情之
とありくと此候迄ハ如何元當人ニハ御気遣之人出入之其所居ハ右京ニ承候
是様者仕を果し申と仕て相もし老成其而て是候何となる元趣も請申存居候とて
御家不同是仕候くり候後候ま手ニハ此出入ももつかしく奴之とハ殿様御元成者承り
仕まし切後仕其打擲此申るハ奴居成之儀ニ悪口過之之此上ニ其ることも奴てハ

称ハ恵曰強く好へしと云ハ定まる由也此勇敢成ニ様へ（たて通）たるより物語
る武勇の働を古書に見へし一八軍陣までの高名十一度仕との四度の内二人
太閤より御ほうび信長を切せ申也天下取の出身にまでも立従の事なりハ漢加藤
侍之軍陣ハ十一度の内五度ハ正兵の御先度ハ魔を敵人をきさる覚之御旗二云
手をふ負ね鮮まで左の小指の様にすちの矢瘡ある前脇より射貫血の出る
より骨痛と云るなし其も奈立えるの所にて不知仕居りに放也の事ある
大剛なる者ハ人を殺害さるも死骸におそろしきする八十一歳にて死亡の
折も無性なる息の通事の子共も着病の頭抱に居りしたゞしとすする時
ふと目を見開て強絶なりに何事に殺を出さるハ味方の人数を渡し彼ハ強絶を
坊の山へ上て打とやに敵にするまでかゝると見へしが味方ハ不立其居にせ通利也

まいらすも静にかく目ふり老ハ武者をいとたてゝ作を着病の老者初ハ肝を消にあり
果此とて参通見ハ五度ハ其様にて一日一粒にて五度武者出ハ伴り夜的にも度々は
夜は武勇通たてをせしも武者臆りをせぬ人なしかも心中まで不能者ハいよいよ勇る拍子て
あるべくおそろしく又きゝくなど一云がと見る人少人ありける所の心根なし一身の忠
其身五子之子息太郎三子三郎ら従ひて其身ハ五石余の家に仕ふ成大国の一志ぞ
勤一世にいひけ所に成へきとおもふ事にも何ぞ八十歳にて存り無程に病死
太果報なる侍が其身様の能わざ者其の物語を作りしに不足其人事ある時と始め
て八十三まで成ると時と二石余の家を成るに時と此三度一生中にまかり帰しかりけハ
八十三にかニ万石に成るに時も宮り帰しかり是役家ハ越州其身五万石に六
其役ハ仕様ハてハ恩ても無子とおもハ厚其恩は猶もに帰しき其不思成ず

小兵を抱好るゝ事ハ出世八嫁しくかく人君ハ仕する仕る必定之事
きゝ兵者於人得之とそ定ひかるとそ
井上周防守是ハ元祖某謂る故也之将棋勝負して兄る武術の心思深かりける兵ハ
世に謂けれハ古来大夫と古戦仕る将棋の宗の弟子ニ毒おゝ父兵ハ
数度の手柄中に謀叛中ニ世人母子血を付けさるゝもなく人をもさるとゝする
なし一然無体放しられ共しても井上ハかいし家兄こゝろ用ニ立ゆりても本作生
陰之と主ニも上兄知伝家共も當今内ニ指を折る者ニ身持将棋名つかり
と張りふ行人々けいさ故之とかく仕たる之へき者ハ将棋新案なる人ニきぞ六人命するニ
夜之ろ手ニふ手之子孫ハ家年大方此節と云し時分元祖宗家隠居以後老いたる
小姓之死後ニ人の云奴子之門立して乱兄ら一度ニハ定宝ニて奴兄として変之言ニ申

添しある人之宗家脈ヲ正道云人の指ニハ兄ハさかりめ古隠居の主ニ仕て内方ゝするゝ
く仕も兵て故ニ其周防ハ宗家の伝をふ離し家ふ存是非と内証ニ小静儀之相高
看得の時ハ国家なる之とて篤き居もとも中ハ位ニても故兄つし手を継ニ
身をよしせしめ其後にて先代数かつて業さるるハ挿儀實義し利数の大将
古居ハと名あふ相続を實子本ニ實仮に此事相手続のかけり武士道もし数度
のるゝを仕る者ニふ相続之人ありとも之ニ三代共ニ続きたりけるる主君の服無
遠十手の指ところ十国の兄るるとやゝん聖人の言云かそろしくも旅らしくもなき
ゝと思ニよ思ゆり言後世代偽ホて武兵又ないの五寸時但る中ゆる八周防ハ名く
人さへ兄度も存ぬ家家親位すき者なる先年ニ是以後兵極原ニて独狂てを仕
ころゝセハ連て中で兵家如ハ例の為口を申すると容也ニなるもひゆる時ニ仕てる人もあき

是のかるゝハ猶狼籍之といふ者たる迄ハ居らて四ハ八人を待さし置り自由
なる人能度に為り之自分随を実無理に御仕手掛候迚とも一人にて仕させハ猶
狼藉ハ阿よらとか仰ハ首人ゟかるハ奉公成同しく御役之躰解にての御手掛又石
垣原吾と南殿之頼おゝりハ仔細当人さる一つなりせハ任るかるハ随にて
ふつハ中々手に兵狼之何をせつハ無ハ殊中関防ハ軍陣を立ることふ足かり初の無之
も居く喧嘩もせぬハ殊に双手血を付さるもなく童の時ゟ間にて立花之と称れ
て仰のみさる家系に与え仕ぬ水南殿に至る三代吾に仕手と足式みえう猶ゟ上井伝
までの御一度も一度に為る之体殿の内重宝預之を頂戴名にハ此人名といへる
自ら不和にて候ハゞ立花かり両国免さ也度名といへとも関防殿ゟ人存ま之ハ字
の天一双様にえつりと居ゐる仰事をと出シ御の面目をと謂ゝりと安心に居い

下野九兵衛

ならて正也居るゟ扱ひと其人かう但る芝居に無り関防ハ妻之事除主居い乎
是等無能之りの法為と居いみてハ我作を拘喧嘩扱ふりたる事居之中里九兵
とゟ仁太坂発事又大道江戸又ハ田舎の事を調させ方附九兵衛ハかゝり諸時節
為ちゟかるハ上方にて家ふ事を何と取は法此者と頼れ之ハいや仰さるえ此法
も不承由中七八人の上手と為ゟ不調なるハ存事掛之無方様上方ハ益とハ叶口
法も此ハ度為之此ぬとハ仏縁と居之とて居らり之かり無時九兵衛中かるハ殿様ハ唯
為まて付由京音吾中に扱ふ承と此数の義ア是ててもふなりと仔ふたこ言ふ
まハ仰さる此法もふ事ゝ由アれ之ハ此も不敬腹を立おそらく居かり筋家ハ種居
居まて世を渡る覚悟まてハ居りまくさ取此法先達ハ接する之と九兵衛の科の扱之
為かれけ之ハ無益の事をさとゞる批判と赤面汗に成て程ふ示ま関防中かるハ持中

井上周防

上方九之丞京童の唱の様に口軽者必定之自分以後は家の行安之と申せハ
麁末様を立候之又周防殿を軽者と一座不仕事ニ悲く存候ニ付陸者
ニハ似まじきとそこしり殿様を立大服悪を押込直立殿様ニ悪き事ニ一番周防ハ如何ひる
まじき用心の節ニも不足之屋の家事ニて何程か様立ニ成ても口軽者ハ必定之と申さ
申すハとかく見るハ先口人を不つよきせられ口々を致し一江戸中出頭面申老中
御家御役御ハ師ら候の様ニ学の教とても何まても惜む如様ニ不行の御人者いを
様なき世ニ御経済ニて八難苦労せこそ之ハ是ハ御名ニ依り掛り当時る如くる事と
中せ八宝併打捨ときかせられ仏死亡存ニハ子息之御人文も存く一奉口加ま
いふ如く是ハ譲之の事ニと名を拾て申せハ麁末理ニハ居しかり主の為ニま
御役立てられ直吾周防ハ高ニ吾せもいら儀ニ御役立られても唯その御化清まてハ軽

小笠因幡

居の内悪く山中高く成武役を初宗の子能ニハ社の席ニハ不成之座の人まても出ハて
人家ハ如何まじきと申ニ道口論猶う八つ道ハ居合ニ老家奥を覚ゆし大事る迄
其一ゆと汗をふき申居ハ寺社奉行因幡守殿是も譜代如くある物のみとる
老如とて気付ハ御三ヶ右衛門ハ直吾申老並ニ居さい事なき吾ハ其まも人あ
つなる様ニ老分け義らえ〳〵る言葉をあけ退出せり諸人又是ニ肝を消
此老作ハ家事ら違とるうと存んまハて笑之いへる併家も不富ニ足いへるうちて云
篤ら道ハ実ハ因幡涙を抜太息二つ三つはきすうて扨もく周防殿の事
老分共ニ同老中ニあるとて麻裃着服ハ様々端悪寂をとさ覚んあり御役立之
又ニ付も不佐周防の忠節の申し振舞とる老毎ニ生似を放吾させ申ス度ニ言ふ
も未遂ハ存之とも主君の御為存之ハ一命を捨るま〳〵周防存之ハ假令

此手付にも任せせぬ者迄一家ハ難しと存覚ゆる亦称知ぬ中に立る余に候る
とても立かし一身を捨るる覚悟付つたる迄能き下にて其の世にも松の臣下をと招
亡き大名家ハ多く候に此家老人の基に又国所を能臣下他家へも及ぼましきまて八
なくろ立共かく此者にさうらハ此為よきものを中適さる様に備へふら第二六金に
者へ少し後くし善悪をあらくして見る六ハ国所ハ心より発りさる事なしまて八金は度し
此人庭様の心の内より発りて是又此不出人の第一之用出度候まてハ此ハ
ぬか左さるも前きも新毎度此身に心を能任せ迄とや八き迄ハ左ととやいふる国
情が中様に此様に至にさうらハ是又を仕へ者をもて数家ハ候るのみか多かる一す
とあふ事度之家ホ人任に仕置を中付随る能中者とやハ第一備後国様
採押て是又を仕家ホ人此身にさせ古名将ハ弥か今人にやハ法迄共後に名の果を

して見迄ハ家ホの名前度之中みき皆ハ余程第一の善者まて我ほとや自ら度とやハ迄共
老いの大体ふみ事学之能人を持ちる社寺存迄当任せたまきらを国中ホを
仕へる様之とやいふを年ハ事芸共内能先にお渡出杯の事を調させ随る朱
を任して機強よく強く強ける本社任る是も敵立之兵粮を妹妹ハ福ハ附
小さき事なおかしき名の子之少知ても親此者と其迄ハ敵立の内にも少し福み此人
武術無双不正之の御八四ホ山に無勝の第一四方ハ人に勝迄その世には名さるもなき
難留なる大力まで敵能度層枝高家に生まれつきまく任に珍度人数之を
る名かむ名や弁云面迄業随人に減武名一篇の思ふ迄ハ武術ハ此人ある事
に善細を知ぬ者ハ名ハ又栗山是一ハ自身の手柄も任鳥にハ誠第一人をも
合戦の勝負をえらる事他家にも希故へしと父子共に秘蔵に名え迄又見判る

老ハ此人の本知ニ随ひしうハ御帰宅ニ御軍ハ歿まし繕有ハ時の習ひニも亡依なく
是詳ニハ委しくまし又故ぶれ母家老ハ人と見え呉此人平生弓ニ秀きて書家ニて家
厚うりし故家族ニ相（けう）武家宗山森勝者を継ますまま後ニ末の
家老共ハ皆ハ存るうち但る夜ニハ何うのニても黒を白と云黒と云見出しなり
一度白きを出し又見く見出したるを云ハ信ニてハなしとて毎ニあやまるこそ
たとへハ江戸ハ村り深き島ヶ原ニて信楽某郎高砂の上ニ在り居酒茶の外休息仕
る時云て富士ハ壱回ヶ原ありとかか高山を見る山ニて彼の見ゆる経をいへ
但る中なるハいやし冠屋と見へ居る扶桑高山と申す之一と家け在り城の上ニふくち
様なるハひきくえへうちや一生の老をも見はる国まてこの如くる様十五里程た
りとも富士能のあき見ましきと申せハ相ハ各ハ見能ニ但るを同うのやうニ見るぞ也

彼人も存よ福知様より高くハ山まし肩らけニも一条と若く春ヶ丸見へハ此人と肩
並ハ之も故まりきとあいめ任よくし見之ハ称り高山ニてハなくも甲斐の
家とんほ京様一生中福知様ヶ富士ハ早山と申諸たる様なる作法之南語
ふくち様早く山と後ニハ余走仕なくし且る風ヶ出さるるを云か（まへくましの）一番ニ名ハ
空とる故之主ニもすら方諸豪達まとしまるし春日之嵐の主なくハ一日も立至
まし丸見共老家之信（義）ヶ任至たりと云事一役ニ立なくなる一懸存見ハ俳諧
ニ候へしうハ墨く

○豊前小倉の様なる夜とか山を城ニ揃へ但るを見至一二ァとて候ニ普請中此山
末家ハ豊前の内様前南国の境家切と申訓しき山之空とる城中さハ二ァ九
招もほとハ合戦ニ七条とて一家中信家の老ハ又称衣道具を持せさし相をもとり

さる斗りて山の後ニ小屋をかけ役人自身縄張をなし仕ハ此石垣高さ二間ともせハ
三万人を以三万人とせハ四万人も五万人ともせハ六十万人を以而ニ大かた一倍ニも
成る役相済みけれハ諸人あきれ其東山并ニ石垣を建候事ニ付大筋ニ相仕
之吾例のなき事けれハ役も不立色々あれこれいかれ共いやし石垣高く相成ては甚
よろしけれハ石垣も能くなるは但し今之恵也此城ハ永く此城仕候まて為く商
時分家之さあいいろいろもありて猶されるかあしくとせれハ但し石垣子役を立此城
某ニ申上候ニ付此方殿へ申上候様ら武士の大望ニ候此方へ申上候
之ひと子孫の名を残し唯そら但し其事ハ仕らぬ様の事存申候
候て候間存候数を見候ニ付仕る存候ニ付中廣く
至る候数を見て存候存候も此様の者共ら申候と存候ハ

いやまてはあの様もり小屋ニ引込みり家の主なりは主従押詰成敗せ仕ニ一合腹を立な
かり何方を見て候一備後家来云ふるも自分の存ニと存候て桂木の事て大坊ゑと
ても不苦様ニ様ニ候時ニて八越中守八大数ニ御座候とて様を主従ニて八小倉の
手はらん成ましけれハ此様を下貴人の屋とるを見ハ人数共ニ桂木ハ出役越中
守人数を出して貴人の家を仕りて三里たらぬ桂木からけ附一統ニて識数覚悟
之一向の数ひるむと見ハ直ニ先旅役の数共ニ先は高くなるも高くて其時ハ但馬
の高を存ニ主君を以て諸ハ但馬ハ何時も先手の大将ニ定置たれハ此様ニ至るハ不成
と道理を承けなく役を立ニ法のかきりハいやらはかれ共手よとてかの人
とせられるを東山ナれるハ法役立而石ニ手存ていつものなりとて其様某存出
せなかるそうハ桟敷まへ縄張法様記たるなり日後の先の事を以て義を以成

上ミ成る事ニて我等申様但ㇾ小座ハ東ハ内定め次ニ而今石打家まて老体は不知
或の不存ハ法の様ニ候とて見ろかま見りけり一ハ重ハ是存ハ後の立事而て八方し
是そたての中ニはいえも其方も不振まうちさ候し立成るニいふ曲の男ニいさ候是
とて其立拵出候をくもり是後ハ敵を見ろけれハさら候と不許ぬ振を立申候ニて
内内定の教倚後而申せし此おとら一六年ろ此某石垣をよるく立垣を長く好ミ事ハ
三日を五日五日を七日成否ふら貴殿右人ニ敵数を二百も討取大敵を一体まて請
取日数を送りせんてそ名高存る一ハ此仰まても死ろ一六申年分と八吾てふ存ま候事
請ニ申候発坐し候得まて不ら其て頼ら申立ら不ら之と有申候ハ剛強のさく但ㇾ石と
また不みニ申其許致ニとて見候様ニ存候ら猶あり私済り但る不存を惟不存く
申候時ま従者も様儀ま影無存と見ゆる後くまあ送候とより

○右御法度条法とって四海の善悪事事相文是因果書不まて禄是の衣不時
採中段立ちる者大うく不許相出方ら四海と唱ひ候但ㇾ八墓国成て存ㇾ在
まもだれくとてよく存りま成ひなり之故もいさき故をとき捲商法承えや
集人をうちい武道をめさる」よ侍ハ何も不大武道ら事一存りとなからぬ
ときハしゆのあはい候ハ侃字をとらめ但る何と云そ侃家合よくせよといふ家は武田
忍家者も是るれる若年の御ハ依後定ハ其方是国を得ろ事鮮まても存其後
江戸関東の合戦是一方の持ニ其後静謐存るハ協数ハ方と自分以後存
其方存と申ハ足軽るまして是ろるをとなりに持せらるし小一隊を預けおさへ
其以上て勝を立大将是様よきやうま押え但るを白眼身者しろうと振を立け
此ハ其ハ仰るを太刀ら出年ハさと肝をけしたる不ま但る八振ハむろしい居ける

か様な所ニ天井をすかしいたすもいたす人々是のと云て見むきもせず傍役ニ
武道とせまると云をかしきまハいかる取合ハ難せぬと仕るそと格段立ル道ハ何さ
笑ハ只案ニ相見あらしや人を静めて見ゆる事（武道）ハ見かけもなく底もなきものにては
手子細ハ嚴しく候事も道ニても不在候しうると不在事ハなく此度毎ニ不足なるを後
悔の無事ハ常之結為る事を志へども根らず無比無類と暮しハ当て仕り並し
大名までよき人を用之仕よき下斗の手細の自慢笑止之存候得ニえかりけ道
ものいつもいふ事と思ふて此不覚仕候而も其果ものハ度も主まある八傍役ニ
仕組あり一度も一度十度も十度ホとよるまでに指て傍役而も武道を仕
る人とて数をうき損も傍人数停まて居なるところニ相若干傍役ハ次の事ニ御座候
生涯をゑとめ居しるゝか事を守身作笑此子取持竟出相し此向使候得は事

於果しやまさる面之そらかりなるし打ニ仕度存じとて確かニ指すあ幸兄姓の神ぬ
お様ニ而まても此砂を仕立る小笠原ハ只忍いふりもらし在しく此砂を仕立て
誂子を指示仕しハ粟山蜜ハいつもの事之砂ハ路為しとおいれのまこと八ニ此来へハ但
ることなりしも（京喜）致出仕立二匹の装仕候とや七八分ニ乃りうえて致出の装仕兵の
ましへりなるらうらハ後ニハ人之礼なるも有ると砂をならべ不息も何か押
掴へき人指のよし座の内ニ傍役やらハ見き兵能やらんらけの添きも取様無事お故
も取様大たてけの打母存きも仕る當家の武家ニ来れ母存ハ何事もせぬ斗の辞事御事一
此様ニ目出度打ハ下もなく渡をのみて存るを云来を仕り候るも何らハ
浅を被つきる法けまへきのえて至り主君て故る人も仕るも是しのふそよう
こへまへとていきみ乃道ハ挿みも津様婦ニて傍役ゟ移まますへき事を是とする

もの共ハ定りもなくてハとて狂ひ上り酒宴をして踊り又其頃の礼儀なれハ手にても
人の高く集り居る中へ安人役者の時ハ栗山なんとより祝儀とて扇之又年毎例
存ても仕候なる木ま法師の巻し時表高七百文存と居合小袖を渡す其後も
三番叟を八幡殿之能言もを于方うたいいろいろも様々踊らく酒をのみ四半比立
退出狂言もなん宵の出唄と扱まし或やと仕候ずアせハ様も共事ハ何も兵高ふ居
又ハ若き者共酒を呑事と又へ入り後ま不ても人に酒を呑ミ立とてと立ち入る居
をに報けみる仕るアれるハ守る居て若き者共呼出し酒呑て唐弓に急角三番隨ら
此宴にまうくみせいとり仕度まてと高くとれの一こハいろまと奥をさ酒とらり
能者を先に出し上る者も此れ迄ハ子供へなれハ又ましれ迄共き酒奴体にて踊
なり

○中老ニ桐山丹波守と申者ハ仕へるる言葉已後ニ云ニ左歌ハ仕へるハ何とも唐人を承つ
けるや故る者とて手紙の坊主ハ存き旗本先手を中付とるよう之時人数
存し山さかし人名称なまり承款記軍之と申ハ鉄炮の者悉ニ旗本五人許
免丹波守重信ハ孫左衛門とて役高を以て事を仕の山へ出るの由見て宗旦をせさり
孫左衛門祐乃花く不り付まて之名ありし其間ハ知不なれ味方敗軍仕るとある甲州右
子細ハ鉄炮頭まなく此へ甲州退けなとま重之と云蹴る事に之れ引之船をうけ可
然由アせハいやく人名を先とる屋根之まし伴に迄は亡れまし一人も残
出るのなく手付候共支度と仕候し又居とるに旗本推量のまく大事の
合戦に討勝首注文取とせいさみをして鳴りり旗本も新た之上ほ候る仕る畏
候の者共衆ハかくに信忠桐山ハ新アこれハ何と呼まかうこりとても抜を立せ

かほどめづらしき事を語りけるに此者を謗ると見て義忠が心をくだかせけると語る迄なりと云
ハ今日家人一人も通詩をさせる迄て橋と見へけるあらましを以て切割とて主君此ことを色々気
者共是又任候ハ此事喧嘩ハせさりける様是を後年まで三十年も押領せしも
其迄ハ云をむ見て取ぬ度依候旦是丹波の勇人事成所存候ハ信言
我言事も云かけ事も取合候得者事ハ不出来にて丹波無心にあらも一言種家内是
見せし迄なるハ但馬荒気にて無事成斗候旦是家来堪忍を付るを見及びて主君ハ
尚以て覚悟のよしらずは丹波も是迄候事有と存じ兵内為と存候見得他家の出入にて
得者す様に取立の事にて居るいか程も信云仕事にも持不申家中も内証にて本末物
のみならずさる者にも及び一言承り不仕事援数年押領の丹波も無事在取も中
老年に定まりけるによりいかがいたし候迄ハ諸人も同意不て能者共迄ハ或時他を称ほ

家中此とならぬ者共主中他家候後に向て申されけるハ但馬丹波をかくして各段無
言のよし家老悪くなる由を後世にまで語り是又是見て能き事申されける信後申されけるハ
めつらしきを此見苦敷事ハかく為よろしかりさる義とハ存候但の此和睦にて能よし申せ共
今は不仕様者にてハ数事を申事にて不仕候家より申される意趣をも能見てから一旦ハ
後事も最迄ハ主君様除く家老ハ説の事をする事にて何ぞ是只今家来に居り和睦
にて能見たる人々是非共と押通し申さ八何共一命を捨るハ本意存候迄ハ不移
事ぞ能も不申候此義におゐてハ当家ハ土土肖きくとも承知有べく候申かける
候家も邪人成る事を云出し後悔なりて信後存ぬと云きそと申されたるハ何候の
事いかていの家なりとも此為と申さば是後悔まし後迄様に除く意趣にても無く
座候事一段十年押領の後人事御を存ずると申任其の口是又いへハ結八

浪人の様子之儀を承り立ちしと存候ハゝ可申せしや[illegible]何るハいやとす立に
白〳〵を亦めひちを入り白眼付浪人の[illegible]玉様不及是非とてさん〳〵に存らし迄共
奈急せさ[illegible]迄ハ侍りに様[illegible]の手にて何る[illegible]事をえり[illegible]ハせきなり
えるまの様をせし迄ことふも乏旅宿を初一店の老分息をさゝ[illegible]見ハ甚く及候事之
詫にてもゝし[illegible]まゝきに何る段を荒急之引受けて済く〳〵仕何るハ大力偽浪ハ常の
力ならし迄ハ叔身たゝハ放きま〳〵此上偽浪ハ古く迄て[illegible]雑き人之引入つゝ实ならし迄
なふまゝかも有あしハ[illegible]入て押隔とらふつを呑み何るハ[illegible]路を下躰くもく
けまた累を出るハ諸人ハ[illegible]老仕ニ吾偽浪ハせまりきるを仕[illegible]等色も
存く何る上ハ[illegible]かゝら叔升にて相もし一我意志浪人の様子之一向の心得かきま
海[illegible]人のやうなる党侯之家の年寄にて存し[illegible]迄さる者ハ諸方[illegible]ふせりか足
相そ之一身の様出者[illegible]一にふ足者人之仕為に一家不情と第にも思[illegible]十立[illegible]ハ
備に叔そ誰も言度事ハ[illegible]迄吾うき世の憂にて堪忍仕よく〳〵にて見之[illegible]と歎
の妻子を教訓相揺仕にに少しも不違共相[illegible]迄ハ皆く何して涙を流し[illegible]ける[illegible]
まなる〳〵とかう[illegible]死ぬ存ハいま甲斐く鬼を敢く何るも涙を流し[illegible]ける
とえ一ハ路をもさけ泉をうむ体にて淚拭大息をつき浪人を存[illegible]浪と挨拶の
[illegible]両意にて詫く存[illegible]大久をも仕只々も此上[illegible]下[illegible]迄有米迄感に者
[illegible]候之一生中不届迄に存定[illegible]有旋[illegible]仕まし〳〵と存し共偽浪ハその
本[illegible]義[illegible]年の時[illegible]様[illegible]にて[illegible]の[illegible]尾[illegible]人
立ゝてハ[illegible]に[illegible]ふ中[illegible]仕居之心底難見[illegible]仁[illegible]ハ[illegible]時の事よ
[illegible]ハ叔[illegible]身[illegible]存[illegible]之[illegible]久[illegible]を不[illegible]一[illegible]水[illegible]眼力を不[illegible]迄一身を

なけれハこそ不孝の道と難え道そ社稷も家も主極たる人ハ童の時ハ清め道とる
ことも有り或時ハ傍いろ能き打扱を請人ハ身すら其心をも不変そよめ女子仕へ知ぎ
世ニ於テハ君ニ仕ヘ上ハ家业を営中迄りてし相むしく数多の不孝仕候迄慈悲丹
波ゑハ出ると呼起け候ハ役家儀ハ不存ヤ一生の恨みの無限と相違を出せハ役家の
其て今度ハとて但ある給へ但ある三盃の外にハいとも不有と丹波にもさしてヤ是
へと家ゑとていかにも丁寧にさしてよひとつしやて是とる猪尾を丹波にも是も是ハ
作ハ能ハ事そも家の為ハ其度も方くも存し能叉様を不放し一其和睦の本にとて
をしけり主君ニ但る絶多者指さる猪尾を但るにさせけり丹波盃を戻しけれハ
箱家とやける八丹波も猪尾ととて是似今外猪ニ拘もひをと見えけると見へける
世服尾を但るまとて改せけり其分の礼大酒になり茶本に好ける鶴亭とやて扱

捐人の狂言師ニ其名をよく見さするまて是ハ但る備後節法猶狂言ニ於て出羽
主任見る人かんるいを流しける備後一代の名誉ハ但る武者ニ不似堪忍故難義とし
こうとも家老ハ中にハ夫と身方を相談のは如何ならし時为人其身を奉仕備後ハ
其今とや十八但るハ第今とやすす基之心立従ニいろき為人にて如生得之故立度
是ハ大かり猶其方今ハ無分別あしきるのみ立廻り不祥人外の体な迄其備
其も是迄座備り怪思難故備之身こけ立身仕てさへ悦ひ候の為にて童の時
是ハや迄さり備後是ハ人分の為よろしくいろいろもかとなしく身持以下も功之に因し
十有古仕けるか其比ハ身にまかせ一条語せても其能人らしけ迄ハ如水二合を開ぐ
ハ修家不存の趣ある内今備後ハ是但るハ身に於勢の事をもてや左其今ハおとなしく
方今ハ従是之自そ以後不是故方今を引立し我為のようやうしハ方今ハかし

二津り吾等ハ孫ゐる家よりも頼みとせしに其某一家の敵までしさへ不孫なる人の
植田ハ曽て敵まうしき者迄て附ふれハ云君ハ身の能知らうと見付くらと拝言まで耕
八郎殿をと思ハ目迄日をも立毛とも報ゆるによう清右ハ且迄希文のとその一揆で居るを二枚出
せし一枚ハ敵将をせ一枚我えハ八日の證文ことてもとれ々り出るに死せ故商人を害せ時
甘家ハ植圖を不背にやう迄中家と条神妙迄在て後悉之孫ふれ能中家盛家を
引立たまハ且是ハ商人家あき時中付ける揆で居之をいず迄るとも一吾首尾不言迄
報め家揆て残存且ハ冥途迄まて持し家ハ死しても肌の害まで文よとて懐へも入り取有
し能て奥方ハ兄弟父子よりも忘ゝしくうし揆後しきいなとのうの吾為かし
徒者能又兩も丸子も不但るハ大口者まて使主の事を忠にも悔ニても敵と云字
を付ける事ハ存すりくし係神にも備後故何とも作て存ても中にも古使者ふ富も

與ハ外るゝ但る病死の時備後又義ニハ寛永ハ々としそ迄ハ右ニ為しまし都ハ五ニ不備
出ゝとて童の時揆て残の後身時ゝ刻ゝ折檻を請り君を以人立れ存と中出し手を敵經
二人吾ニ嘩ゝる其表王在せせふと存とも上との世ニ勅意ハ皆表向享年
まて身に引請ハ且に為を存しハ曽て無てし拙家出但るハ詮する人に任度とえりう
是ハ又とる忍之勅ハ敵の居存さるひ小是一人ニ存り迄ゝしハ主備小忍ハ但るとるへし
草敵を敵水を汲くハ諌之大小使精をうつく吾ふせしも忍不まし孫大名に存り
まい候しをしかい是理故る事を為ゝ忍てハ孫後悉ふしてとらせつへしと誰らす
不吾存く共も條る不存く常ニ中孫故る徒者存且吾共も人に付けす一世孫ん
こゝろにも住て一家悉まて揆者のやう存る荒男存りしうき門請とるる事に報め家る
倒めき拝ニまゝ在家忍り迄故拂ゝる者の借付とも忍ハ辛身知り場下に門敵養益

後ニ徳意をきせ候ニ相見へ申し候に就て拵ニ目ろけもの無人三人ニ張り
知音之者之儀ハ法者無氣者人もに成共ハろに横強悪く之へ申しとも右之儀ハ被
成を引よ所存る謀叛を可企とハよもや思ひたまふまし彼ホも殿の御ためにて於
身体ニても彼等人々回りて是を他心なく云は身も不身ニてかくをす
そ事ハ飢をを渡世多くもちまする世上て交ハり八御とそして是ハ追拵
家ホら知行の内ニ見い目よよ無人十人ハらつ八ぬやうに可申達候と同殿並してるも皆
主君の為そろしく仕為しと云ニ無を家の為なる儀も主本追放えり大事ニ張り
心得き人為是ハ内心悪意ハ見えれまし拵の事を人ニ強く聞もよく合点へし
是そいしぬるを存云そと申す

勝不足之會

○役者ハ猿楽知行を定一年ニ二度三度可定者之由年寄共

諸人拵手ニ就是家ら為成るよう事とて見とも見るる眾五七人ニハ不る之の粟心
太儀等手より主人の為追ひみハ是ならを可次人を召上いろみも人を先き座成ニて
先手身藩る之者状仰るを云ニて其主て是をも随まし他言仕まし右之右ニ
役も立まし君ハ無るるを以之まし中と拵言を可立ハ目追ハ一生ニ不随綱存
拵て事を立拵流者作法の是ら家中四年の仕置の者追さるる可申追ハおくさき諸
右任是らハ家老の作法又伝世事拵手事の中ニ仏ニ頭る高き拵存身追ハ言成と
君ハ昔自拵る請悪意ハ強る者記ニ成仏身ハ主君の為までよろしくるるま
しきこときハんニて拵ハ世の習之由家のるとんニ右ふる事を不随云右
五ニ人座ニ諸拵ニ存りを比強持成状性之主の後事ニまる強強るニ存
是ハ二八いろ存るかるそい役をとる立く拵ニ見ハ不中せはいやしく人中ニハ事も

孫ハ不立是ゟけ悪くなりとて又打死ハ成度も々か一ノく上下なく立の中ゟ
も不詳出度ゟハ無遠慮ニ而其に出る勿御定りもなく司法事ハ甚
身足ひ存ず時も役ハ古と例の如く立すをて仕ルしよかろうと存候ニ迫り
神ニ益なき物語とても能家ハ事随ひりまて手前の是見なとも不叶事ニ而
ゝんまうせゞ付り家老を在甲州も無く疑ニ通しても孫ニ至り只今惣り
又力ニ一言申ニ備ニて心得ニ手前吾親両能家ハ夫迄ゟの八足其身抜ニ
主ノ様ニ国ニても家前なきゝ是ゟ古者ハ存抜ニも存る事一ニ通出者とも
吾身の非を存土補出る家を謝り此ハ是ゟるの存迄ハ存抜我儘者の御
譲を皆過たると存ニ案も修家ニ背ニ是かも只今ニハ是ニハ何吾能知ゟ
るなゟハ後りゟ此古世の主君何能者老厚く後ニ年数め家臣なり吾

豊但るかやうなるいうつらみを立置て申我某候と存ひたまゝんへ主て假家
古きるをも能知ところのまゝしさる人ニハ間孫ハ又も古能家ハ父祖ニ移り大小
昔ニ法よあしくと見ゆる人は時の位きニ従ふ人ぞ又ハ無理なるとも甚不叶と
手前吾常ニ悔し時をも不足なき法よきを尊ニ守らハてるとより無理も
此ハあとも能家法よみを好し才智一も有る事一も弱く好きを持らハて彼なとなと
ても公ら能孫ら立て申我堪忍の仕よき底ニ無事物毎ニ能るの様ハ存ぬ物ニて
是非の原ハなるしうるましきやうにしなへと云り

○小河内藤之亟ト申人ハ国中家中の役一人ニて諸を聞り通るよし先能係と
定て然る上者多人ニ秘武田も勝ち申ける只成立ニて今内藤之ハ前
一代の成立之親ハ古同様を持ちりて孫ニ知り行ハ成ふ中ニ申承申内藤之ハ

赤子にて十二三の比より作ふれぬる口拍腹調子成り其上に仕込ミと
其やう仕込み上ぐる先ニ童立いふにもぬかり見らけら法けなも利發成る
成まゝより小姓條業の成らざるもの二成る時ハ法き御頭を見る其を見る
職をうみ見なして つまみつけ色々たゞけにせう通 中ニ人ニて成者ハ兄さうなう
稽古三年程人に被日夜皇の国ま一をえ成通も書の義ハ及中審なる曉
詳にても孫ふりしたる方もなく ひさを出さるも成く言も口とも云ときふりを
みせ其差大にもあつかし句論扇もはりえは手先にても足袋をえらる成る
ましきと詠人ナれるハ夜法綺に取くらん上其皆扇にて支持るるたしも仕る
成通其内能之笠日作り手先にても自然ハ手にて支持三ぞ扇にて支持
さゝる見ゐる者もと八星形文乃腹に童より此ものハ張丸うとゝ足も形も成りると

之抑流れを上候ハ宗の小姓ハ度々ミハ世序ハ則自然為在とても居眠ニて
居るハ皆に不合赤子稽古ハ年来其よいに出とと申候ち夫為の者ニ申付
よいに出る作法成通ハ誰の事そと申ハ赤子為の私と皆と年来其出精仕
赤子そとゝるゝと大抵の儀さりは稽古さる由ナ上に最中にて作業稽古ニ而と
申せハ上通よりと申付に此出様の田段言上らハ急ニ此通に成ト一とう信がよとて
見ニ通作業是ハ承らと申其為の稽古にても其小姓を呼ハ赤子稽古の為に付
とるらん成通ハ此者に申付にハ成る事と存じゐるのみ多うへハたれをよへ
と申付又此者の誰にかく云付よと申何ても芸にも形ある腹に足法の
庵徳其をも赤子の為則此様にみ一面れ見て出頭させると成く自然に出頭
仕り一条利根ハふ足ら一方三年程強く律儀に事一備るましきと見ゐ給ナ門文

此事の以後ハくるしのもなく出頭仕候立身致候得共いつまでも後くなりたる事ニ付船
鮮ニも及ぶべきものゝ為も仕らせハ支配者衆ニ申上いろゝゝ申上候得共着て
不生[illegible]家の小姓共ハ古今の人ゑせをも仕候得共古今ハ一度も無之事ニ不存候
此ま[illegible]武功の大なる小身者二三人後見ニ付古今をも見聞いたし候此者共
情を乞ひ候得共天然ふ生得の事なく候ハ大ニなる事なくいつも
も仕て致候者ハ誠ニて筆紙ニ尽し難く一度も手ニ不合候最早遣ひ候事も
なく只ふ仕合武士道から申候と仰しも申候得共只今申候ニ根上事候ニ付
事共を勤候ての人ゝの内ニハ至る者致ぬニ相見え候才一ちと存しく人ニおく
差んなく邪欲なくほてゝとして出ることくなる程宜人ニより致立度存候を
も待候得共そ相応あいもなく候ハ押領ニ処候小河伝右衛門と申仁ニ不存候致しける

麗州体の事病死仕女子壱人ニて男子なく候ハ幸壱子ニ申付子孫之の跡をとらせ小河
甚右と名乗らせ其孫に孫様存る者伊よ致し候め[illegible]人ニ致しける者も御座
もなく候得共任之なく優様ニてむる世俗の慣ひ候得共甚右ハ一ツ小性の人を
不愛たくみて随ニてもなく天性生得なる謹直なれハまや手為をとりめまく
みとるものもなく諸人をひつき出頭仕の御作法の節礼の時笑ふて一もた
見候ニ江戸笑ふ高度の大義ニても手ニ不合為造候とハ存候得共武道ハ為
せぬ者ニ此者ハよりも御召候諸人嘲り候得共数度手柄を仕り見なり其仕形と
者ハ服をいましけひらめかえる者共も西国筋之ニハえいはくえんニ致てまさき随
揃候者相続の者ハ子之と云内藤之ニなく家中の仕置事為共ニ申付此者
一人ニ申付之年ゝて如も為て無く差之と云ふ者有るを扱なくといふ人なる

仁之助殿くつき内々記発ハ已セ襟を可着し　基者を基て次ニ居るを振一
ふ防と居候中の老若来迎ハ障子紙ニ写付能の出入内用有之ハ是ハ内膳迄うつして
中セハいやハ兄弟ニ承りうとや致をハ招き得ハしまた置致ニ承候て又申し候
一とや内用とやハ急て是ハ内膳迄うつして何人ある悦迄ニ書通して是れ々の用を去
済事り大守の役諸会のみ中多ハ役所を仕事等兵与又ハ旅家へ出ニ内侍
御極手服次第ニ仕候分ハ役付ニ情を賜被役人共の用を仕舞セ有姓者ハ小
門ヶ所ハ中ま番ならニハえうてニて縁側迄候まふやうニ仕下々の中ニ致を八ツ時以
出ニ参を以て事内証ニて取申付るの八事家共諸会ヨリ旅家ニ知らせもむつらし
き故因ハ主君の首の又ニ故ニて調々事家の辞分悦内証ハ彼の出役人ハ作承
りもまふまくまでりん田人座並悲正出天理ニ叶ふか旅家大国之事自ニ

又二千石加増とりセ都合一万石ニ被成召抱候ニ付被仰付候下り請其の用
を一人ニて仕舞し来候ニ付居候て出るとてもえや内証之をえむへ出し強の古貌
大方之て叶ひかたし

○
新参の大小性五百石役分仕事宗人ハよく其き人ニハ多り候被唱ハ又事家をも
内証之もよく見付これ共旅家ハ未見付ず共書来る多し人ととセ四五年も立ても
難足気候ニ付被為掛事宗雑用ハ佐々木村山両人ニて御沙汰ハ仕る
事宗にも各々様共との事ニ之ハ何人をも為付とせ之とハ如何て不存て此の承ニも
依ふ中ぶとも気候信じ事なき申不及是非内にて図をし被候有内証之ニ
中堅とハ束るハる姓共の其とて被持込歴々の内士気の業ハ内老中内裁判
存りてハ情役申有故とも有被相済るハ新参候事家申被中申故に付事家共も中セハ内

存候ニ大小名共ニ内藤氏事両諸大名ニハ竹中由来ち申者出ニ附候ハ無之
中々ニ其又内藤氏ニたのミ立ル尤得其ゆへの出役了候事とハ存候共不行届ニ相成候
光尹諸々其作の様法とも御座候処段之上ニハ一人ニ而あまりに又ニ若薄も
在る不便ニハ御座候共光尹候益之ても候出来候を失ひ候ニ付右ニ後其作を
仕出さ候之又十年ニても相成候只今ハ借物ニ存候ニ付法ニ相成候ニ取計ニ
引有之候得ハ内藤氏ハ居言を申置是をたのミしも無之ニ鎗支集中ニ相成候一念
果敢不申候処尤角其作を引取不申御座候ハ内藤氏めハ今ニ讃さみをたのミしと
大ニ於ても此人小身ニ而ハ外の義ニてつまりてし組頭役ニ合候ニ付てきしき一家
内藤氏抜存候是国を仕一年相勤候ニ付御為筋をたてらし支配人ニすくな
き之人々のあしきのするも無之事と申候ハ如も甚しく是ぞきき人存候ハ人強く候ハ

相ハ其作法にて御座候尤ニ付候ニ付申上候是方ニ乳人は存知出候ニ付御国其
の事ハ是を右の事ニ与申勤ニて其方の義も別まりニ而出勤ニ而相勤候事其家
と候ニて与其く老角様仕ハ御用と是ニ付申上候ハ組頭をとりしめ候ハ申上候故ニ
ハ其也ハ相ましく迄也ニ而ハ気ニ而老角其持をきり指て結局とも申ニ而光
一年ニても推是候ハきりに付ニ付其也年其右内談仕是ニ而御談仕候三百人加増
を仕組知りニ相てて其ニ完栗山処ハ組頭同其ニ被其め何ニ与候出候存候と
中竹ニ而ハ其仁の義ハ不及申組頭御天仕相候ニ付ニて与候無之ハ如何ニ而其御座候
是仕合其身ハ不及と集ニ而奈候ニ而組頭故ニ而奈かりて内藤氏ハ又
るも下ニ其ニ為を御宗旨の事ニせり其不一礼是ニて是ニ而しとてハ出いまりも居候
と仕ニ而ニてハ惟今倩与候後ニ談宗旨存候承ニ相候国其候法ニ有之てハ是

二有某両国先々時分を失念仕りてもなく三其未年まてハ式又いつの事やらん
御家作の許諾御張ニ手前迄ハ勿論も存ら申候て存候然ハ京都取合之と
御使ニ被遣候其述ハ諸多御座候ゆ右衛門許諾まてかく右様ニ存候ゆへ御仁の様子ニ存候迄
満足不浅候事ニ付ても大方の儀まてハ其外人々まて一六御用ニ付候而も諸事何角
諸人ハ老中も被相達候ニ付御免右衛門殿様御沙汰ニ付其以上の儀ニ付
先年御座候ニ付御取力まて八ツ過ニ参り又々ハ其よしさるニ付右ニ付宗兵衛之事の
やうまて存候為し其上許諾候御手前共内談仕候江戸の儀依の時ハ其
泥川右衛門申渡しまて見合候ニ付某殿へ右之趣申上候訳ニ付仕出しある事
候ニ付拙者御内聞之ハ其義ふ段よきの事ハ右の儀以上其心底ニ相成候
しまをの見合其上ニて存ハ大方ニ付アリ

○一花井ある八大坂御陣の時江戸より罷登り子細ハ不忘候其よろしからさる事ニ付後世
手前江戸仕候段宜御首尾よく御暇ニ而手前より仕合之趣御国ニ仕段手前江
戸中まても沙汰人之様子大方之事二ツ御座候ニ付一ハ手前共之景気ニ付もて仕合
と時分を見合にて大坂之事取早速ニ見合候ニ付御役人之事共ニ候
まし此方の事ハ見合候へハ右之難儀を渡シ其上は下々迄仕いたしくも御座候
かの手前共之景気之通り仕候ニ付拙者の初内談之ニ付て候は某其八ツ過江戸へ一の
川の条方ニみやけ候方へ参り調へ其上大坂江戸の者へ少しの位よく致候
右仕合をハ書通仕置候て其上江戸へ参り仕候迄ニ買とめの役のものを両年中ニ
大調之先け共ニ付候ハ果候とて通り仕候ニ付も遣を拙の者共八人とも
其通ハ大坂内談ハ仕候へ共沙汰仕候右年中一其又手様

通りて田ハ道ハ急ニ角の庭迄参候ハ不仕候者ハ此老人も御訴候と思ひ居り候べく哉
之ハ其時とく右者江戸ゟ之相の御役人と存候大猿内談仕候段ハ真其個と
内を相ハ悪敷て之ハ夜ハ殿様の同道の御中ゟ参りたる事と甚く被拵是ヲ候て
申ハ道ハ高木出張同道仕候所方ハ大数相成り御門ゟ又しき出ル御ゟ御ハ何ゟ
そと旅役を立大猿と談合仕候ハ彼ノ様子御訪ハ仕居候晩度罷越候を打忘候
〆ふ夜を兆由直ニ居り候通リ北ハ之義ニ而ハ一ツ其大猿其内談仕候殿様の同道て
内々通リ右大猿も申し候同道ハ不仕候亭主親ハ已年ゟ御ゟ出張候て侍ゟ口談候
内ハ相咄し之定て旅亭ゟも横目て見ゟ遂ニ家老ニ而の内作法只今の所ニ而罷在
之ハ出役候も屋に居り不殿ハ北ハ内老中出張候亭かゟ知る書付取候屋相
をいら能きを一昔かもゟ能之ニ而見ヲ居候上ミ家老ニ而ロ行役様公役之大ゟニ

上ゟ日本之旅籠屋ハ下佐ゟも居ふ下も之一旦神妙ニ相勤候に事ゟ旅内屋給て
其ゟ道で右様ニて何をふしきとも何も取持其ニて罷越候玄関の土座の大広間
談仕候上ハ常ニ談接役の内ハ其役其後居候も内ニ相下役候様ニ人ゟまりかゝ申ゟゟ
ニ付ゟ一昔を年ニ大ゟ御呈見届ヲ見ニ付を取ゟとる事も居り一先国へ出候を見
よりてきる迄居候ニ付相毎ニ説りき江戸の内仕置ゟ一殿様大変あたる方々
いまむかしの子の様ニてゟ見ゟるを説ふゟ候ハ不夜其体ニ内ゟ御通の富一と存
地屋敷ハ調仕候口説合其上てゟいつも居く間様ニとをとしり見えも深くて是
旅宿大猿と内証の義ハ必ず旅宿由申ハ道ハ旅籠屋と旅宿ニ而大猿仏出談候
ニ付ゟ近くゟか〳〵八十ニ一昔数て此家ハ人をもを抱てなとの浮世ニ殿ゟ候
後ハ旅役をたゟ居み国中ゟ様ゟ下ゟ近業場仕宿ゟ置ゟ申きく事も居り候

め以異人を不仕こハ諸役人役切さる所ハ土民まても城役ニまかてり老多て来る処なれ
重云なり然ニ江戸ハ京勅比若中ハ暴を免る時数多居まて出放ら請り是ハ内裏
久とや仁ハ知合ふて之一異ぶと仔仁まし走能ニハ呉きる寄る家を作 去達ハ豊猶而
重云也重宝類ある之内裏之中ゟ船ロ国より行仮恩家来上着此作云此ら仕
分のとり杯以てい年まてよ又り清し只その様ニ最錦之ハ我ホ昔大業ふ道しと仕附
も此方への此土産ハ無き其異ニ此国の仕立やゝ又是ハアやらん一ろと張家厚物ても勝
さする土井大紅珍を仕由々ニ無器此内裏之ハいかにも至調法ニ抽和ニ甲斐なく
是へ仮猿病去ころへしと見ゆけ道し生付放しろ分厚くすを被りて後を嫌
万鑑立ほ目ニ人得合才ニ胃の石様ニハなしと不直文と紅昔花多作法へ不意達とハ
異人を仕り桟道理家ニハ何能猿を立ら此以ても後せえまりてハ比高恩家ても居

狂も異人を静に知る思案とつと奉りに不意道様ニ重してヘ益一番之女流多も強ふハ会に
と依て文と武とハ文を先立こるらし あ様よも大きなる所河道能猶家に人内裏之の
猿より首を見ゐま様ニ理窟をいふをせよ捨て張良樊噲も我もいふて来やと勇猛
自構の侍とも又内裏之の業和よハ敵てまハさ道りり主異の名ハ路すと云存
へし不直役なり之と承りまてハアりさ

○内裏之上方ハ出り御新船の侍も解る是中国海より道風様一日ニ五十里走り
かまへの浦ニ上陸り此好新船の侍衣内裏之の毎ニ余様り 其日ハ追風能くて
是て達走りて此上て四日和のより帆了ゟ行ハ内裏之ハ一条ふ帆各思立と其存
要ハ遠し各家音初の上り毎ハ五十里走りし妹しき様ふ之共本り毎一条内
ますまや万家此香内ニ何能る是の可不てし人も高からへしし五十里走りて人ヨと

大名里ハ上りて九ニ達りくて社家の日加ゑハでアら、此方仕合能らとて人の往来
をとゝまる事ニ付き是能ハ毛白の日加ハ出来て八分由アれ此る事なく人の為め
此なき八怪席等採もなし様て斯く迄なかりハ進ハ備戸瀬まてまなりし中
風ニハ上下共ニひらき帆ニて走りし大坂ハ筑紫迄形方共此風を用ひ之
風と名を付しそもなお掛ニてし拾ひ屋ニ生ずるとて是ニあくききえもかし云へ
是も久く是も世も平常ニ覚へとる読の内護の御内部之中なるハ白
きものハ尤つきと白く見ゆるものハ其見ゆるを衣ニて一言失頭白くも
見へると如ふしハ其是のふ胸ニ生好聴の已三者方掛ニハなくて一言大きらい
なりハゟらと拳ら迄十下至ニらく角能ハ四方共ニすみつくまゝに会とも能く
あれ天能九との是ハ其もふ成是非の根本の段を前て能く根あると信とも

置たる小能ても屋ハ又九みの志程も立ち之直る是てみも見へし能時ハ人々
も同様ニ依らと存事世事御無ニぬうなけれとも何らハ是ハ人を換て
中此仰事を能拝候共昔人を失ひてハ大国の仕並ハ如何ならと常ニてしき
筑紫国辰と申者一言最も諸家読ふをわふまと約一条さきさふし又
信州共四ち其之仕並ふ方能きの四所の内の内侯を立地導の様ニ申かけ
ことえも多く一ふ成合お尖い侯迄との八程之作会なお掛を八ふ如何ニても杭
程を出ら事あらてもなへ乃身ニふ在人皆様ニ社仕居る一言御無ニ程と
言事の事ハ見ふ程ニ如ふし内容之身ニ如て乃読之ハ何事ひらいふ人を承し上作
此侯之ハ此程五枝ニ存らといふもうつくらく何ハ見いひい道ハ入り会も
なく道ハ尖てましまへ其ハ見出ニ思如ニよらい如何元も子能ハいはいハ十日

主人のなき時は自分の用を一家ふ代り知行する主也家中の者方々夫ふて役人を
申付ゆる事まてる家来の事まて不残差物を差替るる事も行ふをも仕と
云る事も今ハ且ハ女房衆能時もより行ふなとらせ内証の用を行ふをなさす
之と申せハ行ふをさせ仕まる事とて差物をぬきて替置ことを常に下る
云扱置ことハ替ことると承ふ人もなく先各ことると差置なと洗ひるるも
女房衆国ふ住ハ笈日も洗ふるゆる事なることハたしらなるもの主女房衆よ
く云者まきし一家正意もなくたまけるる者指ることハ未明に起き水
汲ることをなさせ自分まさへらせ池を利ることハ女房衆国をふ待と能時ハ
洗る身体のる事かなふまるるきと云置るる志まても一足の福原在家の
内役ハ女を備と申えるやゆる者の掃除閑まても我身ハ不構者る故事に仕と

なる昔家様とて身を人数の知音多く勝る一八各支度ハ作人の待もて仕立なと宮
まハ与住守とハぬる内証之まかなひ住ハ其日の人々を従わまる存様ことの人立まて
又る事宮の作法をまてはしまし家ハ不存様よ持申首尾好の極持ちて自然ま事
有て家住之事又不承候ハ日本国ところの役存ハ彼る不知兵共なるまし
きと思ふはうそ法の厚味なる一八れ何ぞや内證の守るまより役を立させ又ハ
家くかもさせるゝ仕の益かれ大しらと語る役を立れる様ま主役か済ま申付て
もふ困るハ家治方まて構し文武家の作法存ハ下行男女の法度何方まて
も相応ら申付内證之本の侍女房之しく夫ことに知音仕初ハ君に仕候不苦
しら一家の内ふ様日頃なれハ語を尽てや様もなく且ハ正大家部屋へおちやく
のなんそ且ハ不不この後の仕のゝのとのいさゝい彼女のり縁仕るも供の後日の

酒宴遊興を定かならぬかくして諂従のもの内證も守りて其例の曲なれハたまりて
名も無作にて夫と妻ハ女房気技立の亭主ハ其々の帳法我儘不可能義にて亭主
鬱にもふかくなる法度作り法と一つとして申ハ是ハ内證之外笑相ハたがはて厚き
亭主も内證之一人見てハ万事の度もはまりかね男と女とも見えいて終さ是其
某々様数々若き男を持ち是ハ自由にもなりぬるの事ハも亭主のやうに古き
ひの又けさる様なる女ハ面白くはきらつくしきにおきに女ハ足をさまたけせ度之ハ
一其亭主の法度猶委細様子かるさるべし夫ハ不及力押移しあり是らハ男ハもと
其女房ハなし貴てかくろくし出合人を遊ひハせず男も女もはききりかたき
人に中すこしさせ申と中セハ女房家扶を立候の家ニ定りたる法度之事上男のものハ捨ふ
中女其不法度なる是ハ女房を見かけうける必定之是非其相応に申出すへしと云て申

ハ是ハ法度を相応せしまて人ハ又亭主あなたちまち人の真似を女経言不存之亭主法度
なる是ハ主家の主に数女房をも言申者もて夫等の法度とも主ハ何とやらはなき事
を見る亭主のりかたをよくある男をさへ見えきまいすハ若きるまじくいゝぬるを支配情
也老くして終ハいつも来るごぜ共をさみせ人を引せ他茶碁を出しぬへからず女
姓とハ云なから誠ニ小人の気性いさとうやとていつもききなる是ハ家中の外ニ
ハとすくとうたひいうにも様々よく支度へ出けり女房最扇なし万事倒のこと其
中なかりき様なる席するおける時生せうて権へやくたのハ見えましく笑止なる事
なるおと役を立置ありて乗のをく役ふるを上て振舞之一言成仏一念力取合もなく
結る様にもなくへ猿まし者面も伝ハ仏として大菩薩の深き感そかし此上ハ
先生の事ハ不及言黄泉の底之無了隔て蓮の上に坐をまてあると一定人に股

りける廿日計もあらで奥にて宮を持てせらるゝハ夫婦儀式に女房を出さる度ごとに
仰ともあそと云事を持て法度にあらねどもみハ嫌らしく思ひし段聞て其庄由に
み女房衆にそなたの情ふかく女共似合たる男を云含て縁組仰ともあそびと
田舎ハ男を云含らるゝハ無仕法なるハ又男女を思ふ村なき八ゝ縁ハ人と
ふしたり様にかもえく役て大事出とて書立を作り加持に候し祝言見出とせし
様見候ハゝ日本の和書を一人もえらびさき出候ふ加持所を清ふし立也
まていふ一昔は縁組ハ其男女と日見求を与無一ふりとて十七八いや似合にて
双方共に仰もて悦見いてとやて仰とて人様縁取て見一とある最もとて祝言
相之路々噂葉めぶ立を見せたる男女共急角中女もなく国と国とを見友来画仕
とる事共とても叔るなどと思はるゝ書立の縁組ハ是非共あそびしと答て祝言なる

中古ハ夫ハいかにも同じ加持中なるハ只小姓の十九歳ハ八十七年ニ叔しかさ不ハ四十に相り
し母ハ手前にし又後九歳ハ二十に成りし小寿ハ四十に叔し孫孫九歳ハ曾孫にまで
の子之女ハ下のそうしを仕み候様孫迄をも後見て叔見本来迄之て後内孫孫九
歳も内請を中男衆田ニ七ハ宮を持ハ成ちる気に成り迄て後去嫁るの様子ハ成
きつ流に国々情ふし良そけも三年迄見之叔と云者も大孫九歳成九歳見縁さる
女ハゝハ叔見迄も祝意と仕座とを是非見見て縁と一旦ハ離縁も大ものぞ四恵ハ
娘衆て見そえきてに中見へ作り祝言を見けて叔迄ハふ知るに言方十七といか
みもうつくしく貴ハ其共女ハる廻氣に家出て仕とる小身衆の娘奥様の傍にも是
是は家中入る叔役ハ似合とある上とも徳女ハるへくとて預とる女筆礫叔下男
ちなみ男も唐との家の下そうし来りさえの娘共といふ事を幸にちなみなる

売候処出来を以て貢物ニ致し一と度ハ是ハ売渡し一旦取戻す者の為難義ニ候一ハ不
と申立候ニ付ても田地を申ニ付度と存やみ度候存やみ名主組ニ而ニ差しと候ハ取
追いやニかもされは是非ニ不及ニて主てヌてア付ニて止ぬ出るニ而候後ハ法度を
申たる事ニ不存申ら組ニ如何わ申合の不埒組ニ申こと名主ニ付田中の
仕置之人と不届の事ニ立一人ニて仕一旦存ニ無理致候ハ似ハさる事ニ候いつ勝
さる事不知の事ニ候

○村田出初地候と申者ハ後者ニて無理ニ仕候事不定て相立ニて有候
様ニ無理者ニ懸との彼を取扱ハ不当ニ存て商人共ニ致置之申候無理之相応
一答ニて仮初の事ニも相の義を不申立意趣ニて年々生計之取者出相ニ候
へてえと申ハ猶存てア役の事之出相ハ二十五石取入村内の名主ハ十三人者を切書

子をは本仕候之人をきひしく申渡ニハ出相不ニ存定て仕と申之者ハ是ハ
難渋ニ存る事無理の相手間違致し能ニ小者ハ実切或ハ知行高を是ニ付け
末をみるニ付裏子達了上請代ニ古役何事を間違候是ハ人ニ申る是ら
一ハ村中ハかつり取出し手先之一郡者を切も立請代ニ取きらふも之相又二百
切渡之申人抱てアとやせハ無理存ての事下し候初ハいることいやと申
難とせといひ存やせと申之趣ニ不存の事ハ切米を高く定めてえつき入し家室能く我
御役きいひ者共一年ハ十七取と存米五石取てア仲ニて十石ともるてとア是
とて十人の給米ニていらみ本又其ニ立させ百石相住居二百石も種不一日の
ニ仕るとやら文中ニ高ハ二人ニて相る様と相を一人ニてもとア是内済甚
ニ不及ハる之料ニ米さこ之了の歩斗の仲の乃とて了之ハ為取将三石斗

とりせこまるかれ八物米の石斜剣夜越大分出て云浚のまち咄をもらひ上
八大分の米を川備咄を乞ひ上八夜前の日当とて其屋の内椎茸しる篭に十一生
中手室世仕請人を夜盗果出物を中自請人もむしろ人八能くさし中仕とるも
怖らしさるまふ但人分の後吾為たし八首を切も祖夜るりて採は諸人之不從の
科人を生けき生胴を切包ミ拡こなやみ殺す仕り無分人をかと油かるる首て
なかりし八出羽も寒石そつも從まる一局寄りて大坂ら善諸の時西の方まて石を割て
演出し仕ま古因七ありて中仁の石仿と出羽石仿まる若分引出し同道八出去
とある双方子ま悟分ならいけもてきぬと之ぬ不まて七なりて組の石出八先手遣て兄
一乃道八出羽以後中きなる八我ホ石を先へ通てアりとるもまる組の石八内侍
之とすきて七ありて中なる八を仕ふ寸史いまら立は引せしえ立たるを先へて通侍

之とふ知らる役なりて通差仕上八出羽守も不敬唯き人き出七なりて組の
石を引れ從え一町斗もてきとと不不まさ中も寝るて七なりて見組中の物
路兵八路分身とさ自覚をふ知小路とも竟高く唯なり石を引中之なりて左之夜こ
とかせ兵八首もせ先眼をと見咄まりくと仕在に再三所乃道八石を引と八旅も
知子周りの拡ま主男分とてふ大寸かくはてらいなる内ま石をくと気て口けが
もなん之に急沙汰に夜なりし一とかせ八家八是草奔震なを八寝ささ寝さ
まえを起しかる推系放男之と拵もふ起上七なりて尤を見て兎さ不引取
あらし其八おこして見えとて去り出沙を組中の物路吾を尤八いろかるまてはそ
例の主事書に夜あらるるえ尤の本為吾人ふ不從と各口存分手て口なく一家ホ吾
其兄不仕とて六人の内二人八七なりて夜自の人八走り来りはたの限りに不似合

来り於て雑石も迄も定て詮議一と何れ迄も是ハ宣勝して音もせず押返しけり
此者ハ出相ら上を引被殺之とやでも不せみ相談共も人庭一き清き老者是ハ
頭を切割度ハ是一共る事の不出来様子と七九郎たるも其共又ろを仕出る事不
了疑と互に笑合ける七九郎の心之急て引かけ引御しては七郎上をうつくしく
何んしらいふ被意外を働ぞ急て引と討ぬし是迄共相談共へ同しとて不急かく
仕廻ても組の悪ちまくを引付先に於て被上見置やうもき上り長ほく之を
仕り倉ハ芝草奇慮故みらり尽度を見て道ハ是とく見めしら合理と起き
後に寝る事もなしぬぞ夏ハ起て七郎迄ていろ事も静に己ら組の名にも迄後
見り七九郎後を互に七ふ指流之て云合せ実る筈はをたきけに仕る
果してやうて宿りの由頭の相談共去ん之おもひ七九郎口をむしつ定代ハ於

もんまらけぬ中相之さり迄共只今通るまとく是いかとなしき京に签らる若ぞ
七九郎是ハ出ね色を呼出し々ハ二人かも見る人にて八人ぬ無めらの義からし八雑事業
郎引掛候し七九郎後を立之ていら後にも任云てせる雑根に事私の地にも
にも給権に中の道ハ事共手に相もふ請義之とて抑て後をふ立笑り
相七九郎にも笑見仕に八候之意外の働にてふ始末一人に怪ふしこと上存様
さへら殺出殺之ら八下として人にあつて了承よ何し是の由おとなしくや居る之吾
七九郎の事常首て案ね故離之人へ其迄相爰る居迄ハ油断ハ仕まじき
とて相談共日夜んを付ける相成にて八情も晴さる事相迄ハ七九郎に重て
見え仕之ハふ出来る八ふ出来ける七九郎へとりに仁左衛門甲斐殿出生明おとなしき
今さらしき志居れハとて今に死去の前二子ん殺しを四子不としも去同

言述するに仕り三男市正西為等ニも仕へ市正細やかにいまだ有らさる生得経済
故之士たる様骨を以て無双の仁能人らしく肩なし家中仕置能き公人
の義ハ不及ニ土民迄召仕る者ニ至る迄立高原ニて討死仕り君恩を報じけり
○出羽ハ人がましき役ハ事もなく無理斗申し迄ハ口かの能もなく自分寵ニ人の
五三人なきゆへ孝の覚悟を能紛らかにおかぬ故となりけり迄ハ揉ぬ人任せ
ニ働かう似とみるを成る迄ハ但る斗るに出来けり栗山ハ弥おそれ見えるし
き様ニ見へし是時善信備後ニ少しも劣らずて当家ニハおそろしき者ハ殿斗
之言卿ニハ譲もなきおそろしき者ハ無之年寄衆も座ちまの世当君ハ如なと申る
を善信備の事成迄ハ物越ニ及ひ家ニ出羽在京へ出仕也迄出羽高木在と而
ニて年寄故なるハいさせましきを殿の心見んと故御覧ニも見ニも悪事を働くの家の
邪亠ニ成始自分の儀能きん的して猶存知候迄ハ備前の内ニても覚へ成るを
ら仕て恐ニても是非を仕るる事もりハ是ず一内家の邪亠ニ取成るる事
まりつ一夫ニ似合ふ中ニ候と申ろく義中九日迄ハ己ら身の上をとふ表にて自然
ニハ是ふそ迄能邪亠ニ成之ハ当家の事ハ不及云他家ニても是を為取にさき時迄自
首の一ツ二ツもひろひてまを泉ニ於て大成働きを仕るると覚へしる殿様ハ
殺之も何も備後ニ於てハ申るまし家中ニおそろしき者ハ是らかる一言也
てみよとて短き刀を引抱しいくとも仕るる無理屈をもいさで一サニとみへ宣ふるを
見て出羽眼をとかせ迄ひ日迄伏て枕の上ニ立てり推参主様なぬめ人もなけれなき
不息を立よとてふまぬ年の作法迄務合ふるまへやく指出て何んとする
もえるなくて達て従之成り能行身成迄ハ君不取ニ見らせよやと思ひし出羽同心

思召たる傍にて承りるうきつれハ敵き一しとあるにて出羽ニ敵討ん心あきらせ一しと見へい
道ハ正ありた度施えうせ候以て見へ不時節と其道理ニ極ニて居候ニ出羽おそ
ろしき人も無之候とやハと此ふ面々法の限りにて候ニ仕出羽も了得のれ
是非共ニ敵之助敵で相田道てやうれハ出生ニなるハ出羽さうり見へ出羽也ともかは
主ををえ候ニ仕りまこしと立過りう主從出羽人あきたと誘りおて倒の穢まもを
主從中共其あるをと主子怖り又さるもせ乞作之處より我にハ誰もおそろしくも
此ハぬとて其以言を吐て居る時人ある者の人あきれの言ハるハ出羽従り大敵に
在言そ日本信濃守ニきてれんとしてる時の体ハ只若しうりして敵様にハ
未聴えられこるうのハきろぬそ浮まりく只其為かりしと口にニ言ハ道ハ出羽
不笑其ハ否し様ニ只若かる之し事も堪忍致る為とえいた道とも少も息をを立

こしハ七切と云切腹ましきちいめニ事不足へか待致ろん心底絶まて甲斐なき者ニ刀
大なき敵ニらかと心得ら切こう共處の面目後とハ少もら伝あまじいさつうもの存道ハ
首を切度之一共將より不とを伺せ施人らまりく敵立てる不便ニ見へいをた道ニ存居たる
信濃居道ハ社と思て孫ニ子共ニ至るて心身妻とてちいめう道候ニ子共道
てら殺一家共ニ死て無益あの男ニら切殺たるハ丈ニ唯い殺されこる施の事と見
堪忍施故ぶを伺りこう彼等並々仇討もちいめニハ付いまし主ても後を立
此守出羽ハ敵施様臻を敵丈ニても不致ゆて所道とうり我ハ此ましま某一人ニ信ま
し誤くら切え一つし其ニ逢ひるハえ一ぬる忠臣喧嘩妹のおそろしき奴ある告申
心仕為一と中々かくそ一し施ニ信濃る身ニ起れまかの志ニハ我ハとやく
そ申ス様もてあつかい之

大坂ニ籠城の時出羽小路おくかましき儀有之に付組中の物頭六人より出羽に
異見仕候ハ先祖小路迄もの儀にて立退候得共いかにも見苦しく候義を以て被申候由
大分之事に候処出羽承引不仕候に付又組中の者共追ハ此方
着込之儀組中も承り候得共此者共を申立候処小路に異見仕
一とも承引不仕候其後右の義にてハ如何可有之と名題を以て行当逢て申候ハ結句
役を立居ても異見仕候実とハ不存候某共ハ取るまて取候事を作り立
曲存候由申候一具ともに追差当候ハ六人の者共迄にて申候ハ何卒よく追ふ申候と
存推察をし候得共何分にも此方と申候ハ結句其段追差し候へハ物頭共申役を立
候後小路見逢の注候を取申之様を以て怪我ハ丈夫異見仕候一とも怪も承引不
仕候に付此上ハ小路を此後組ニ申候ハ提見共召置候網取申候由ともに無理故留に候

を立小路を切退とらしかる事ハ笑候之此上ハ殿様御意まで無和之ハ上軒召置
候中屋まで申ハ直ニも不申よろ諸事上口ニ而も申上先ニ而追差仕候由ハ
六人の内にも出羽殿社存之通仕る無理之儀にて其後は三八と申者有之由ハ
まくき追差らふ為るふ名ニ而共のみ存し是にても六分ニ而よく是を八分ニ而そ
着ハ注思ひ候ハ此之存口ニ而とるもぬるまま成りし小路の付果ニ出羽
之へ精召置候ハ其時出羽と指遣候小路ニハかまん存し出羽と差遣ハ此二ツの内仕
方ハ有之候所ニ其上七八年中ニ立身の諸士者共ハ高人の存分ハ立身仕候
まてハ之共此善請ある事と見る也ハ對し出入無之候而も堅く存候由ハ物の数
故暄嘩存ふ候故無理之事ニ而を仕出し此ハ殿様の遂ん之私故依而押
稿ニ而小路見行を法のとゝ七日記を付注様を取堅め善請を首尾能仕舞

陸国任ふ日ニ出羽と称ぶ事ゟみハ日本ニ従ふ南條の内ニ陸奥の一郡なり出羽ハ
いかなる故の立ける事ニてハ三其後とき一統さめられて清見給ひて正吉統之後当ニ何程も
見定ける是ハ常時ハ敵を見ても誰度ニ存ぬ御も高く何の学ニも此方ニてハ名此方
男ハ立ける都ら事速来ハ何程二ヶ国の身体二の大坂ニてハいかニもたまり候よう
つくりく出合候ものゝ引追此方ニも口ニ見ハ速消仕る義由ヤ此加懸たまりや度
出羽ニ尋吉宗元を待小路を切合て此上ハ嫌ひしかねとも是ニて一先ニ
是仕り文郡ゟ出まる時の事よ多分小路とも切ゆまし向諭此方様を巻る
を大くてハ様ハかつニ気悪速添ふきなる一く刺ふの事之陸国ハ後ヤ立てハ
論も成くて得勝利を唯在ゆるき多分ハ無用之とヤせハ後在も秋元も無詮
不多分お名同意之を敷学仕相成もの中なるハ家中不よ見あまるもおもひ候ハ

多分ニ往二のをとヤせハ何も学てた紙ニハ出仕る者打出之を立腹内情ゆりハの手後
いかにも持棒ニ擬候ても組路此方とヤ相ニ見せ小路をも然ニ見うけ之ハ出相ニ立
公ニ二人の腕名君とけもなきまゝを口まるまじくヤ合剣家中小路をきハしてヤ器と
一其口ニ事ニもせよ喧嘩ニもせよきるましき由ヤせハ元来無理な速ハヤ立ける
ふ叶同様ニ去是給ひて見へ一ゟ手後ハ例ニ従下知ニ随ひ路之ニ才一ゟの家の為
能ニ出相在とくる無くて候もして清見ニ氏取て度ニ了能云人のち在みの家能
活存もひ好在まる之云之諸人の右もなく不ニ統ニ何ともそ多分ニて在之之と諫しける是も
三一其内情堅是ハ大小ハ悔在しくてハ是耳之ぬ相を何るも叶ぬ信て能く知音家の
白ひの永く無様ニハせましくきそたまりしとて様ハ下知ニ従随ハ取ハ出相ハ奈良大ニ
と思ひハ添大敵ほしを従二其名人ニ放日を送下国往へ帰る主様まで召中なるハ大坂ニて

度々申ちらし其上不埒なる言葉を申遣し候處急度申達し小路をきて月遣して出羽守へ
申分無之候故拙者是にて申付候心得の為申入候とてもつていかさまこ
る役を立てし出羽守殿ハ此度大坂ニて一通りにてる済さると存
ニ而其家の者なる役なと作天仕度候て陽て段と云るを不知拙も存き田舎者
且ハ御の如何様にも存候様御とも小路ハ切ニ申候得共不届ニ付て人に
申之と存て之道達仕候共是非申候而書直上二被見候ハ御申候書
繋仕候様相極申候て之とも申付候六人の名前栗山所へ呂其申分とも申候出羽
并小路存知候者無之候出羽守ハ名前ニ付申候て仕事と名難様に及び申下と
の口上の振合ハ一々ニて上て段々穿鑿仕ニ双方ニ對決仕候ニ付ハ笑止存
其理非相分候て聖不申候て對決させ一兵出羽一言も不得申不届
言晴拝見申候ハめ出度仕合と存候大坂よりく度々其名を以て一兵出羽守殿へ
心得方失支道申候共組中として組頭ニ任候仁分者共ニて願を見せ申候
如何にも来意ニ存一兵申候ハ理非不分明の事故仕方も無之候得ば其節
と依頼を恩召候而此段ハ出羽役を立て道理三八ると存候言葉大きに候事候
ふを仕候事も夫にて存候出羽ニては左様存候と云ハ道ハ済不申候
お笑ひ申度候道理之女子童子共の申振ニ候故詮無申ても組頭へ申
大名ニてさ出羽殿の名を何共不存候小身者と申組頭と申ハ下人の
振合ハ月日道理を以ておそれ候へき振合ハ足不似合と仕度申候ハ独旦人の
内分かとも存候ものに候哉と申候ハいやく出羽殿も思召違ひ露顕仕候旦同様之
言道ふるまひ候事の不存と申候と云て口上ハ其他の口の外とる人

まて之時ニ而ノ理ニ而、それハともほとり形もあり此方理をさし与サえるる出羽
成かをり迄孫え其者も子昔存ニ大名の家の小事ニ而昔後度も一番也之論ニ而と申こハ
手前奥第此ニ与見奴方ニ及迄出と与申付言後内服成候ニ而て御高らしハ出羽生
候ところ無理名存候ハ大抵ハ其上候ニ其不穿鑿ニハ言付かくをニおゐて
附せらる是小頭之首を大勢よとて番付ニ切せ置ている様ニもて申付よとて四五ろる迄
てこハ人の名共出羽組を離散三組の内御座候方ニと与申付人此者ニかくる付大名の
口事ニ勝分て其後仕出羽ハ名ちり迄闕つの伝迄統仕名ニて組をとれ上
安信ニて成名不やうニ以来ハうと六人の名のハまてまもるろきつうなし
京組の名共も出羽組の者共成分後度辞言ハ手控仕うり詮もかくへ手仕を
度病の神ニて敵とやう人ニて以ニ第一一月斗る迄て作云もあきまし出羽めし出て

手宮せよと与申付首をすわめ大臣の体成しる手家共をん与申度こハ六人の名共
の中名理ニ拠存るるまうり小頭を失敗仕作組一文ニうり也めハ様をか切せ度存一番
家ハ家手分下仕とる名存迄ハ此度ハ定りまて今様の義出来候ての一義首を
下切を用てん以後ふく勝ニ拠み六人の頭ニする迄ニ抱頭をすれ下様名言すやしよ
従ハてアしと存し名守四五人客ニ申付差上ニ而内ニ候様仕是候を抱させせし組
一文至詮ニ云る事を言名も不知様ニ与申付ニ而共中ニ中斗存して出羽ニ上てハ
手家共内候えて六人是候を致出羽組ニ与付候迄ハ口前ニて抱頭ニ成存とて
厚うらる不斜言後六人の名ニ武人中りるハ名ハいるニ勝出羽ニ面目失せ
うりと手控の様ニおえ迄とも以るニハ出羽ても勝ニ迄言分細ハ名ハ流名と組中
をえ作られ之者殿の内意趣ニて只至り迄出羽ハいるニも律儀ニ人らしき様士を

又立させ置候を能犯にハ能々致て出羽ハ人情の用にも立ぬ古キを上への道
するに能とさへ御身失さるまてハ是等の御身を厭ひ候ハ、名ハ不行そろし以後ハ
不覚に利を得たり其方様も進て不く成るものにてハなきそ此る様に忠勤の
御せくを仕らハ何事も外に何ぶ一し自然以後よくたしなめと云さ候ハこそ
様とさる事ハ、人の情に様に達者なしぬる事ハ見そ今の様子代の比作無之、遺人
に出猶ハ、又さの世渡に於ハ在時内意達御に兼さる小事役成なき候ハ生存に
成させるにして事を重とてかまへせ役ら是中に不ぬひしき事をそに内意全
なきに付何ぬいかかても又何の仕為之不及に心得申之とて互に以て家中
まての無理事ハ不及に心得申之其方へむさ心成る事共為公儀の普請の趣意ハ御家
の所何様を何時も生涯打捨ハ勤ハ無理をかけ危る事之様共道ほか無給

に喧嘩ハ有まじく大坂の普請の御用掛り所役ハ仕らけし無理にかく為る之古
共役家相毎かとなしくせ付まいらせ候ハ役を立堪忍仕為候よしせ候ハ道共
年老共ハ此る其方の様を堪忍仕て上去く大成る公儀の普請に為家喧嘩
仕出したらハ公儀へ対し恐多之行跡為是之し様を仕る事ハ不届之事も
共かるまじ出羽と申者ハ此及従来之其にかとゑ不様に無理を仕て為二所詮
数日かくれ申之中へも出しを人先に仕案之事普共ハ不ての様之下知し通共不すると
上位に相らぬ喧嘩に仕らけし共又口事に付共出羽一人の不行て様をいてし是ぬ
親まて届之との共て承りて候ハ不及御無理事を能之に二子石とらせ
能置候成る人の紀れと申身唐ての信を得る人の様をと申候て候ハ病家自分道
さる人きと老いゆ共悔り能家ら死し家らと正直心の不礼内とて道てをら候

右京佐殿栗山大膳政宗君寄　要を請て御仁科ニて家中異者をくへくなるま
せる由と存候得ハ根ニ是迄ハ御報の分持仰下被置を申付出羽殿ニ渡り候者ハ口〳〵
のよしにて下置右京佐よくきけ出羽めハ無事の無理者成ハ従者なる事ニ言知
引をなせ剣人を頼こ高木家の御差遣の根ニ従人て候ける言方代ニ於てハ是迄様
之と申者せ当仰と申者迄出可成と此者ニ秘義なるよりある仰ハ元ニ大国
をも成こて金数の筆にて川廻り候の者ハ家来又ハ善清備言上御伝へと出居と
御無理をせ候ハなりぬる事きものに無理を仕置らんと存ひ迄承ても正直成生
付の者ハ居山根ニ無理をせしに出羽めハ生付たる無理もの成由ハ身ニ不覚大き成
無理仕候言知らす人是ニ組頭をせ申付唐土の仕ニ非儀無礼をえせたる事ぞ出ニ
ハ存ひ之由言人たきもなく由ハ先ニ修くらもおそきりぬ者と是に付彼か組の

物頭共御座候所より組中ニ異なるも不法成ニ在之く候由と承る
至と存ひならん人もちにて従者ニ御座候をおかへ至之ハ高木仕業之彼か科ニ
何事とおもひ仕置を申付て不忠の宜なる事ニて相果候ハ不便なると存ひ言
ニ純ニハ天性合ゝよき者とハ皆て不思之ても成くて不付至異成由ハめ言と
捧て〳〵謹而御能ゟいうとも用に無用之言方非様ニて至る為く高木
其迄家の従様ハ大様成事ゟ皆と後まに承只人ニて人成かりぬると唱へし桂
ニ筑前死去後三十日も不過ニ病死仕主君の者存由ハ上迄殊ゟ一切ニ候へ
家かなく跡なり男子二人在候ニ見ハ無分別と申セしニ改感無之由と立身ハ先
無是ニて大変従者ニもなし物頭ハ子ニ致くる小村孫く出しと申者ニ申付居置
も物頭の者ニ候ふく此成由ハ孫く出と人貌ハ由ハ時渡ハ前の用来歴成ニ

中略三ツ又二并ニ書を大ニ分候ニ五ハ形にて五ともえ候て搦除なと申候稀ニ申
司之者住居ニ候草臥候を無理ニ形相持ハ不足ニ之共候之五ニ告ノ道ハ
心ある人ハ其五ニ申立仕たまり候し様未懐用の老者ともに上は二斉立亡候
後仕て悟ハ無狩る度見ハ年数ニ而究り道者筑前候不便を加へ下仕置之ニ
急をなさる者の末々者の中之者の廠数ハ二百様と至る事是又仕へハ一ゑを
助道掃ニ乞ニ七ヶも知さる人の中ニ有るハ方へ奉公かせけ共今ニ又者不案内候へ
川々有姓の下ニ相見み候所由縁之又出相ニ兎に筆道息子ニ報も今以ても老人
てなるとて見ひ各々ニ奇事く候

○筑前候ハ口向之家来々ニ定て持候ニ付て又ハ
め仕候様ニて口を利ぬ筋の老ニ浮り奉公人新来ハ無く持て奉立之男ら

男女ニも不構用ニ立人の性如を取不ニ候て下男女之草臥候ニより之を知行を
とらせし者ニ付人加ても一旦下屋の心ニセる抱なさる所いろニも下男ニて中
仕るといふ一ふし並図る方なりて者ハ情ケ非路ニてハ九部とて下屋敷のみ
之者を兼帯中るニて借仕りたる如何自身なる者ニ手拘をも付てより九部
まゝい様掃ニ道ハ奉持ニ加へて道を取持ニ仕さる由切との事の不時代奉行
度毎ニ申出し成ミ之ハ道ハ川上安永年ニ仕り並図る方ニセり之後も度々の
人ニ見るに付しえ無為ニて十二万石の掃除仕さる御例の八十三石とらせ起解とも
下道候也ニても度々かせきこれハ仰敷く仕候石とらせて浪郎の浦礼の時関東へも
借仕江渡家来の御役法くものも存知りニより筑前へ掃らて二万石取せ
一万石もとかも之道ハ道者一条の下屋之宗人の在とくいろに之ハ国中ニて

能知行を携而子任乃自己ハ爲出家して録り宗旨ニ誇るゝ事後世のためとて二ゑ
ん三百人をも七三千人ニ仕録絶の祖師ア給し
ある方二千人教化し居る時三百人か僧を教せて栗山ニハよしいつ之の為ア給ひし二八たゝ
て八年五百余人信者てしらせつきましらへ栗山何さゆへ必定か僧とも
たゝ了ふ自由ア生ニ八物て唐僧ニ受て悟るの秘録の有るをとも下是を大事の法
かんそうと仏法ニ而ミハ知行をとも下言ニハ勤節様よく見て能録ニ而教者とな
新由アれる加僧を勤節とかたミ一心
ある方ハ弟子人録る出居ゝる有人の中れるハ二人宗の弁節八時によりて能ある人も二千
みるを見るもの意節ふ自由存ら是にて勤とア七八ある方アれるハ其作法八
ふ自由存道共二人宗の弁節ハちんちんニハ能とよし形中を書き使と見へたり

○五人の外を見録仍りさ国ニ仕出家の中へ出家ニハある方度ハ仏方へ出たると申仏果を
足迫し時も在ま不及外を仕て修業仕る事ニ而皆之ニ為ニハいんやうのやうかと
云物を外ニ由緒りの道ハ出人ニ富ニ見へ後日ニ富隠ニ而之ハ修行の傳書
を外たり
○ある方都の出家了志山を出とて修行仕出家みれるニ何やうん熱の学文を先へ出させる志
をたてて見い何やらん不易をとい八次の男徴ちらしきをふちゑあと云まゝ次の男けつ脈
のふさといへハ主説の名いやくかうけの不存りと云謂ニ生云ハ不謂乃ア善信の諸家の
まて時るかアれる先て明ニ小路共を老しをくよくと仕せ手上をん人別ニ仕と
目録をとくよくと定しや又新条の傳記ある方ハ見舞とき拵て出合老班共ニ
是へつゑん存りと頼ニ在上ハ請しらう出人合名ニ仕不富をまとも

○世にハめ安田丈助と申男有之是ハいかにしても甲斐なく夜ると世にも希なる根なる老にて
根氣よく朽木にも手を遣りてもいかにも如何なる事ありとも是ハ事公を仕る事
無益なる事情の事を尋ねる事有りや又如何なる者なりし事一下筋の牧捗りハ寄特に
其の腕の事一生中も踏人情ありける故に猶りし国中一の事ハ名高く
其に残る事を下筋の人をも文字ある者を聞女房衆なし時も有りける八
其月八小蝶とて如何様と雑仕之者共ハ手九にとて手波之成様の遣思にて此
様子人々なりし文字を尋ねるハ斟酌にて今とも時々の事なり是ハ不及是非
惣てハ斯くと尋ね候所詮を学び候て文字ハむつかしい三度て積みてよく見候と
大生の何能聞きても文字の丈にひさきつき相て御座候と無備と申様の数本
嗜み出し候得共橋之上臈を立て御話所仕合女房衆帯て出入仕候を宗先方斗

かかる二ヶ月此やうなる所を持ち身上にてハなく気に掛りも知らざりしかる事なりと
三度積み手を宗てみるかみ筋ハみしらぬ根に思を絶えつつ自ら是にて見えの事にも
もれるや此月に仕上三月に成りて陸地の私の継いて有り申し居候の物品なども手
にも続き放仕合にて一生中無程事も有りて病死仕候

3年 11月

2

文政十二丑年写之